

平成22年 第1回 定例会

田原本町議会会議録

平成22年3月2日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 小西敏夫君
産業建設部長 森島庸光君	総務課長 鍬田芳嗣君

監査委員	楯 宏 君	教育委員長	里見大聞君
教育長	濱川利郎君	教育次長	松原伸兆君
会計管理者	福西博一君	選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君
農業委員会 事務局長	小泉義次君		

平成22年田原本町議会第1回定例会議事日程

3月2日（火曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 4番 永井満智男 議員

廃棄物焼却炉に関する件

- ①平成19年11月から平田地区で操業している廃棄物処理場及び廃棄物焼却炉が地元周辺で公害問題を起こしているが、将来、町内に同様の処理場建設計画が発生したとき、県任せにすることなく、町として町民のために建設可否の判断と、否と判断した場合の方策を講じることができないか
- ②平田地区の場合の愚を繰り返さないため、建設に際して県から照会があったのか、なかったのか
- ③平田地区の焼却炉撤去について、県知事に対し嘆願書を地元三大字住民の署名を添えて提出してあるが、この嘆願に対し、町にも側面からの支援をお願いできないか

2. 7番 竹邑利文 議員

1. 地方行政及び公務員の信頼回復について

(1) 一連の不祥事に関して町長の善後策は

2. 市街化区域について

(1) 現状でいくのか、拡大するのか

3. 6番 西川六男 議員

1. 子育て支援について－「子育てするなら田原本でせんと！」といえるまちへ－

- ・中学校に給食の実施を
- 2. 「社会的弱者」の方々にとって住みやすいまちにするために
 - ・田原本町の地域公共交通の活性化について
 - ①地域公共交通活性化協議会の検討内容及び結果について
 - ②アンケート調査の内容及び結果について
 - ③「地域公共交通総合連携計画」及び「田原本町周辺地域活性化計画」について
 - ④平成22年4月以降の計画に基づく施策の実施について
- 4. 10番 植田昌孝議員
 - 田原本町の活性化について
 - 1. 保育所の定員増加、認定子ども園、学童保育の充実、中学校弁当給食導入など、地域住民から見た取り組みについて
 - 2. 農・商・工の調和したまちづくりの取り組みについて
 - 3. どこよりも進んだ情報公開で公正、透明なまちづくりについて
 - 4. 行ってみたいまち田原本 唐古・鍵を中心とした地域環境資源の充実について
 - 5. 清掃工場の今後の取り組みについて
 - 6. 官民一体型の防災、防犯組織の構築について
- 5. 1番 森井基容議員
 - 1. 架空請求等のトラブル対策について
 - (1) 架空請求、振り込め詐欺等の本町での発生状況について
 - (2) 被害予防対策について
 - 2. 都市計画道路について
 - (1) 長期未着手の路線・区間について
 - ・未着手路線等の数及びそれぞれの期間について
 - (2) 長期未着手路線等の見直しと廃止について
 - 3. 学習指導要領の改訂について
 - (1) 学習指導要領改訂に伴う移行措置における先行実施項目の実施状況について

(2) 移行措置期間中の標準授業時数の変更に伴う職員配置について

6. 5番 古立憲昭 議員

介護保険制度について

1. 介護保険事業計画の進捗状況について
2. 介護認定のありかたについて
3. 介護サービスの充実について
4. 介護予防について
5. 介護保険事業外の高齢者福祉施策の推進
6. 相談体制の設置や拡充について

女性のがん検診について

1. 女性のがん検診推進事業の進捗について
2. 予防ワクチンについて

子ども政策について

1. 子ども手当の実施について
2. 子ども医療費の軽減について
3. 児童・生徒の登下校時の安全について

7. 11番 松本美也子 議員

中学校給食について

安全安心のまちづくりについて

1. 火災警報器

- ①住宅用火災警報器の設置率について
- ②住宅用火災警報器の設置による火災発生の抑制効果をどのように分析されているかについて
- ③住宅用火災警報器の更なる設置推進についての取り組みについて
- ④一定条件での補助制度について

2. AED

- ①本町のAEDの設置状況、その設置場所の町民への周知状況について
- ②有効期限があるバッテリーなどの点検状況について
- ③利用状況について

④AEDの講習の実施状況について

3. 近鉄田原本駅に町が運営する防犯ステーション「まちばん」の設置について

8. 3番 森 良 子 議員

食育について

田原本町で中学生の食育をどう考えておられるのか

①中学生の朝食の摂取状況はどうなっていますか

②中学生の昼食の摂取の現状はどうなっていますか

③町長は中学生の食育についてどのように考えておられますか

9. 9番 吉 田 容 工 議員

1. 官製ワーキングプアについて

(1) 現在雇用されている非正規職員が何人おられるのか、臨時・日々雇用など、雇用形態別に示されたい

(2) 本町では、恒常的業務を非正規雇用者に行わせている実態はありますか

(3) 非正規職員を正規職員に雇用換えして、必要な人材を確保するのか

(4) 請負契約を締結する際に賃金・労働条件を確認する、下請企業名だけでなく契約内容を確認して発注者の責任を果たすよう改善するつもりがあるのか

2. 下水道の普及について

(1) この間の接続状況はどうなっていますか、接続可能世帯数と接続済み世帯数を示されたい

(2) 接続に消極的な理由は何ですか、水洗化を進めるためにどのような取組をされていますか、今後どのような努力をされますか

(3) 本町での定期検査の実施状況はどうなっているのでしょうか

(4) 浄化槽の汲み取り料金はなぜ公表されていないのでしょうか

○散 会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一般質問

○議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については会議規則第63条において準用する第55条の規定により、3回を超えることはできません。

それでは質問通告順により、順次質問を許します。4番、永井議員。

（4番 永井満智男君 登壇）

○4番（永井満智男君） それでは議長のお許しを得まして、一点だけご質問をさせていただきます。

県の廃棄物処理場建設の安易な受理基準のために、その処理場の付近に居住する田原本の町民が大変な迷惑をこうむっていることを実例を挙げて申し上げ、公害としか言いようのない迷惑操業の再発防止を強く町に申し入れたいと思います。

現在のところ、この処理場に設置されている規模の焼却炉は町内でここ1カ所だけとお聞きしていますが、たとえ県が取り扱う案件とは申せ、これによって迷惑をこうむるのは田原本町民であります。将来、また町内のどこかで同じ規模の処理場建設計画が起きるかもわかりませんので、そのときは県任せにすることなく、町として設置しても差し支えがないか、町民に迷惑が及ばないかなどの判断を下すことはできないのでしょうか。そしてこの処理場の建設はやめたほうがよいと判断した場合、建設に反対する方策をとることができないのでしょうか、をお尋ねしたいと思います。設置されてからでは遅過ぎますので、町民の安心のためにぜひご回答をお願いしたいと思うのであります。なお、後ほど詳しく申し上げますが、この焼却炉の撤去または撤去の勧告について、県知事に対する嘆願書を地元3大字の住民の署名を添えて既に本年2月1日に提出してありますので、町にもこの嘆願に対して側面からご支援願えないものかと、あわせてお尋ねする次第であります。

それではこの処理場についての経緯と操業の実態を申し上げますと、今から2年以上前になります平成19年11月に、突然樫原市の建設業者を名乗る男性が平田、大木、それに私、金沢の3自治会長宅を訪ねてまいりまして、「平田地区内に廃棄物焼却炉の設置を完了し、間もなく稼働させるので伝えておきます」と申し入れてまいりました。もちろんそれ以前から建設予定地を塀で囲ったり、巨大な煙突を横たえてあったりしていましたので、平田自治会長に確認と対応方を申し入れてありましたが、平田自治会長は「各方面に問い合わせたり、抗議をしているのだが、どうにもできんらしい」との返答でしたので、そのままどうしようもなく日が経過していったのです。私たち3自治会長はその場で簡単に承服できるはずもなく、現地で詳しく説明の機会を持つよう申し入れましたので、その2日ほど後、県産業廃棄物監視センター職員3人が立ち会いまして説明会が開かれました。そのときの説明によりますと、この炉は大気第5号廃棄物焼却炉という中型の焼却炉だそうで、820度以上の高温で2次焼却まで行うのでダイオキシンの発生はないし、灰が飛散しないように水蒸気で防止する装置も設置していて、また燃やすものも木くずや紙くずに限られているので心配ありません、ただ焼却物を投入するときだけ多少の煙が出るが、この点だけは了解してほしいとのことでありました。私たちは「こんなに民家の近くで、しかもこんなに巨大な焼却炉を地元の同意もなく建設するとは何事や」と詰問しましたが、センター職員は「この規模の焼却炉であれば県への届け出だけで済み、県がこれを受理すればそれだけでOKで、地元の承認は必要としません」と全く業者寄りの回答に終始いたしました。

ここでこの周辺の地理を考えてみますと、この処理場に寄り添うように本当に近接して平田の集落があり、県道を挟んで南側、ほんのわずか20～30メートルの距離から大木の民家が連なり、また東側100メートルには金沢の住民が生活しています。私たちは県の職員に対し、「あなたたちは自分たちの生活に直接関係しないからそんな事務的な答えができるが、もしこの焼却炉があなたたちの自宅近くに建設されてもそんなに冷静でいられるのか」と強く抗議しましたが、「幾ら反対されても法的に稼働を中止させることはできません」との答えでありました。私たちはそれ以上なすすべもなく、ただ炉の使用方について業者から誓約書の提出を約束させることが精一杯でありました。その後この説明結果を各自治会に持ち帰り、地

元住民の非難と冷笑を浴びながらも、どうにか了解してもらったのであります。

そこで私は疑問に思うのであります。この業者から県に届け出があり、これを受理するかどうか審査の時点で町への照会はなかったのかという点であります。この点について今後禍根を残さないためにも、照会があったのか、なかったのかをお尋ねしたいと思います。もし前もって町がこれを把握していたのであれば、将来同じ事案が発生した場合、町と地元が一体となって対策を講じることが可能と考えるからであります。

県産業廃棄物監視センター職員もほぼ週1回は巡回し、違法操業に目を光らせていますし、町の担当者も煙や騒音、あるいは振動などに注意を払い、コンクリート塊の山積みなどを除去するよう指導してくれてはいますが、毎日そこで生活している者にしかわからないことが多々あります。現地説明会の際、焼却物投入のときだけ多少の煙が出るとのことでしたが、そんな生易しい煙の量ではありません。風向きによっては猛煙が集落に流れ込みます。風のないときは、煙と臭気が集落周辺に漂います。さらには当初廃棄物の焼却だけとの説明が、いつの間にか廃棄物処理場に早変わりしていて、時々重機でコンクリート塊を粉砕する振動と騒音に悩まされ、処理場に近接する平田地区の鉄筋2階建ての民家は天井にひびが入り、ベランダもひび割れして雨漏りがしています。また木くずや紙くずの煙では絶対に出ない、ツンと鼻をつく特有の異臭がすることもたまにあります。さらに自家処分場と理解していますのに、頻繁に廃棄物積載車両が出入りしていますので、本当に自家処分の廃棄物だけであろうかと危惧しています。また、誓約書では年に1回専門の検査機関でダイオキシンの検査を行い、その結果を各自治会長に書面で提出するとありますが、平成20年12月に、それもこちらから督促して提出させた一度きりで終わっています。

以上申し上げましたのが、平田で操業しております廃棄物処理場の実態であります。冒頭に述べました県知事への嘆願書に関しましては、今申し上げた操業の実態を述べ、さらには平田28世帯中27人、大木49世帯中47人、金沢106世帯中106人の住民の署名と処理場の詳細写真、出入りする廃棄物積載車両の写真、あるいは猛烈な煙や、それによってかすむ民家の写真などを添えて提出しておりますので、可能でありますなら町の側面からのご支援を再度お願いしたいと思います。

たとえ、仮にダイオキシンが含まれていなくても、酸素を吸って生命を維持している私たちが煙を吸ってよいわけがないのです。幾ら法的に問題がなく、また企業育成のため、あるいは個人の生活権があるとは言え、こんなにも民家の近くに、こんな巨大な焼却炉が地元の詳細もなく存在することが許されてよいのでしょうか。私たちが安全に、安心して生活する権利は一体どうなるのでしょうか。全国各地で廃棄物の処理問題が多発している中、当町にとりましても今後さらに類似の問題が発生する可能性は高いと考えられます。現代社会で大量の廃棄物の処理問題は避けて通れない課題であるからこそ、安易にその建設を認めてしまうと、さらにそれが拡散し、ひいてはそのしわ寄せが、すなわち公害問題が住民の肩に重くのしかかってくるのです。

そこで平田の廃棄物処理場に関して先私がお尋ねした件、そして廃棄物処理場建設に関する基本的な考え方について、町当局のお答えをいただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

（生活環境部長 小西敏夫君 登壇）

○生活環境部長（小西敏夫君） 4番、永井議員の質問の「廃棄物焼却炉に関する件について」のご質問に答弁させていただきます。

近年の都市化や科学技術の発展は私たちの生活の利便性や物質的な豊かさをもたらしてきたものの、さまざまな資源やエネルギーを大量に消費する経済へと変化し、身近な自然環境の減少やごみ問題、生活排水による河川の水質汚濁、自動車交通による大気汚染や騒音問題を始め、有害化学物質による新たな環境問題が生じるなど、生活環境の安全性や自然環境の豊かさ、その中でも特に廃棄物の質の多様化等や量の増大に伴い処分場の残余容量が逼迫するとともに、廃棄物処理施設設置時における地域でのトラブルが頻発し、住民の間では廃棄物処理に対する根強い不信感が生じております。また、あとを絶たない廃棄物の不法投棄等、外部環境は極めて厳しいものとなっております。

そこで質問の第1点目、「平成19年11月から平田地区で操業している廃棄物処理場及び廃棄物焼却炉が地元周辺で公害問題を起こしているが、将来町内に同様

の処理場建設計画が発生したとき、県任せにすることなく町として町民のために建設可否の判断と、否と判断した場合の方策を講じることはできないのか」との質問につきましては、平成19年9月議会で西川六男議員の質問にお答えしましたが、町内に産業廃棄物処理施設の設置の申請が行われた場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法などの法律により県に許可権があり、指導、監督権も県にあります。その際、法には生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、生活環境の保全上の見地から意見を聞かなければならないと明記されております。しかし今回の平田地区の焼却炉設置につきましてはダイオキシン類対策特別措置法により、所轄保健所への設置届けを要することにより営業が可能な設備であり、建設の中止をさせることは不可能であると思われまます。

次に第2点目の「平田地区の場合の愚を繰り返さないため、建設に際して県からの照会があったのか、なかったのか」の質問につきましては、平田地区の焼却炉設置につきましてはダイオキシン類対策特別措置法により、所轄保健所への設置届け出を要する設備であり、県からの照会はありませんでした。

次に3点目の「平田地区の焼却炉撤去について、県知事に対し嘆願書を地元3大字住民の署名を添えて提出してあるが、この嘆願に対し町にも側面からの支援をお願いできないか」の質問につきましては、県におかれましても平田地区の産業廃棄物処理施設について平成19年度の県議会で質問がなされており、業者への指導を徹底していきたいとの回答をされていると聞いております。また、平成22年3月議会でも質問があるように聞いております。町といたしましては、嘆願書に対しての側面からの支援ではなく、事業者に対し地域住民の方々からの苦情が寄せられた場合は、県が産業廃棄物処理指導要綱に基づいて実施する産業廃棄物等の適正な処理に関する指導等に協力するとともに、町内で発生する産業廃棄物の不法投棄や不適切な処理を防止するため適時巡視を行い、問題がある場合は景観・環境保全センターに連絡をし、指導していただくよう連携協力を図っているところでありますが、今後におきましてもなお一層の巡視、指導強化を図っていただくようお願いしてまいりたいと思っております。また3自治会が最善策として10項目にわたる誓約書が交わされており、この履行期限が平成22年11月22日に見直されるに際して、この3年間の業者が行った不履行項目を提示され、善処されるよう強く相手方へ話

されることが一番の方策と考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 4番、永井議員。

○4番（永井満智男君） 幾つかご質問したいんですが。

まず最初に2点目の回答で「県からの照会はありませんでした」というお答えですが、私の聞くとところによりますと、先ほど私が質問で述べました3自治会の会長を集めて業者と、それから県の監視センターの職員からの現地説明があったその以前に田原本町の担当者とか、それから平田の自治会長、それから本当にその処理場に近接する民家の方、その人たちが立ち会って説明会があったと聞いておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） 私どもの議事録といたしまして、最初この問題につきましては平成18年11月2日に、今問題のあるところが野焼きで逮捕されたという事例がございました。それに伴いまして近隣から苦情があったと。それと12月11日、その当時町のほうで現地確認し、行っていったというのが発端でございます。それからずっといろいろございまして、焼却場の設置届け出がうちの議事録では平成19年の1月30日にあった。ところが県のほうでも、いや、ちょっと待てよと、この分については非常に行儀が悪いということで、非常に待たせていて、県の対策課のほうもこういう行政指導を相当されていたという形でうちのほうも報告は聞いております。

○議長（松本宗弘君） 4番、永井議員。

○4番（永井満智男君） ということは、もう前もって私たちが知る前に町のほうでも把握されてたと理解していいんですね。（「はい、そうです」と小西生活環境部長呼ぶ）

でしたら私が質問でお願いしたように、把握されておったのであれば、もっと地元の自治会に早めにこういう計画があるんだということをもっと前もって知らせていただいて、その上でそれを建設される前に対策を講じることはできないのかとお尋ねしてるわけです。どうですか、部長。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） 先ほど言いましたように、あくまでも県の保健所への届け出施設だと。これを阻止することはできないと思います。法的な部分で相手が言うてくる分に関してですよ、町のほうとしてやはりそれは法的にクリアされてる分について、それはできないですよ。ただその中で、許可権が県の保健所また県知事にもあると。県知事のほうにはいろいろやっぱり県として許可与える上において、こういう運用をなささい、こういう運転をなささいということは当然話をしていると思うんです。ただそれをクリアしてくる分について、「これは具合悪いですよ」ということはやっぱり行政のほうとしては言えないというように思います。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして4番、永井議員の質問を打ち切ります。
続きまして7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） おはようございます。議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

1. 地方行政及び公務員の信頼回復について。一連の不祥事に関して町長の善後策は。

昨年の建設課の不正経理、今年環境管理課の窃盗事案、新聞紙上に度重なる不正に対して、町民に誠に申しわけない思いです。「地方行政及び公務員に対する信頼回復について」と題する総務事務次官通知（総、行、公、第75号平成18年1月7日付け）には、職員一人ひとりが不祥事の再発防止を期し、全体の奉仕者であることを改めて強く自覚し、住民本位の行政の推進に全力を尽くすことと書いてある。町長奉職前だが、この事務次官通知をどう判断されて改善策、意識改革等善後策をどうされるのか、町民に何と綱紀粛正の取り組みを説明されるのか、所信をお伺いします。

2. 市街化区域について。現状でいくのか、拡大するのか。

豊かな田園都市を願って成長を続ける本町であるが、産業振興の兼ね合いもあり、もちろん地元の意向を聞くことは一番だが、人口減が予想され、宅地造成、人口増、都市計画税の増収等、拡大する計画はあるのか、本町の方針をお伺いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 7番、竹邑利文議員のご質問の1番目、地方行政及び公務員の信頼回復について。「一連の不祥事に関して私の善後策は」についてお答えをいたします。

度重なる職員の不祥事につきましては、町政に対する信頼を著しく傷つけただけでなく、田原本町全体の信用を失墜させるものであります。改めまして、心から深くおわびを申し上げます。公務員の倫理が強く求められている中、このような事態を重く受け止め、自ら厳しく戒める意味で私と副町長につきましてその管理監督責任により、給料の減額を今期定例会に上程したところでございます。全職員が今回の事態を自分の問題として深刻に受け止め、強い危機感を持って再発防止に取り組むよう服務規律と綱紀粛正を徹底し、すべての部署の所管する公金、官物及びそれらに準ずる金銭等の管理、事務処理の状況を調査し、改善すべき点があれば速やかに対処するよう、全職員に対して強い決意を持って意識改革に取り組んでいくことを周知いたしました。今後、それぞれの職員がその職責に応じた責任を果たすとともに、その上での危機管理を含めた意識を高め、さらなる管理体制の充実強化を図りまして、町政への信頼回復に向け全力で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森島庸光君 登壇）

○産業建設部長（森島庸光君） 続きまして、竹邑利文議員の2番目の「市街化区域について現状でいくのか、拡大するのかについて」お答えをいたします。

議員もご承知のとおり、本町の都市計画につきましてはこれまで都市基盤の整備を計画的に推進してきたところでございます。また平成20年8月に奈良県が策定しました「市街化区域と市街化調整区域との区分の変更についての基本的な考え方（案）」によりますと、京奈和自動車道の活用により生産力、販売力の強化を行い、地域経済の活性化を図ることが目的とされております。一方、本町の都市づくりの方針を定めております都市計画マスタープランでは、京奈和自動車道の田原本インターチェンジの立地を活用する新たな都市機能を形成する「インターチェンジ周辺新都市機能地区」と位置づけをしております。この理念に基づき、今般京奈和自動

車道という新しい交通インフラを活用した産業地区の形成を図る目的で、保津周辺地区を新都市機能拠点として市街化区域に編入し、基盤整備等に取り組みながら運送業、倉庫業、工場などの企業を誘致し、準工業地域としての形成を図り、町の経済の活性化を推進してまいります。なお、今般の編入区域につきましては、奈良県の基本的な考え方では住居系区域は除かれております。

今後のスケジュールにつきましてご説明いたします。平成21年3月末に提出いたしました町素案をもとに奈良県素案が作成され、その後国の関係機関と協議を行い、県及び町の都市計画審議会等を経て、平成23年3月末に奈良県において都市計画決定される予定でございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑利文議員。

○7番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。

1番の質問に関して、常に服務に精励されている職員の方には本当に御苦労さんですが、保険税未納事案は庁舎内からの漏洩しかない。不正経費の事案でも納品伝票と物品の確認をすれば防げた。ごみ袋の事案でも、在庫管理を徹底していれば防げた。民間企業では考えられない。職員の皆さんは、まず原点に戻ってください。基本動作を行ってください。田原本町民に奉仕の精神でよろしく願います。

2の質問に関しまして、市街化区域率は三宅町で37%、広陵町で27%、本町はわずか18%。同程度の人口で、広陵町は宅地造成工事規制区域もあります。本町はなしです。その状態でなぜこんなに本町は低いのか、お答え願えますか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 市街化区域の割合でございますけども、今議員おっしゃいましたように田原本町は17.9%でございます。ほかの市町村と比較いたしましてこの数字が多いとか少ないとか言いますのは、その市町村の地形もございます。あるいはその市町村の総合的なまちづくりの方針もございます。さまざまな条件によって変わるかと思っておりますけども、また今おっしゃいました本町の都市計画マスタープランを策定するときのアンケート調査によりまして、住民の方の声の中に自然環境を保護し、田園風景を大切にする豊かな自然の町、こういう意見をお述べの住民の方もかなりおられます。ですから、そういう田園風景と市街化

をして都市化していくという都市計画の調和の問題もあろうかと思っておりますので、一概にこの数字だけをとらえて言えるものではないと思っております。なお、今回保津地域の市街化区域を検討しております。これを合わせますと31.16ヘクタールを編入することになりますが、それを入れますと率は19.38%になります。よろしくご理解お願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして7番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。続きまして6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

最初に中学校の給食問題について質問いたします。

一日の始まる朝は、息つく暇のない一番忙しい時間です。中学生の子どものいる家庭では、毎日のお弁当づくりなどで大忙しです。「自分の子どもが中学校に行くと、弁当づくりがこんなに大変なんやと初めて思った。それまでは他人事でした。ぜひ中学校でも小学校と同じように給食を実施してほしい」といった、中学校で給食の実施を望む多くの声をいただいております。子育てについて提言されております関西外国語大学の岡澤潤次さんは中学校の教師の現場経験をお持ちで、中学校の給食について次のように語っておられます。「いろいろな会合で私は、子育てにとって給食よりも保護者のつくった弁当が大切ですよと、親にお願いをしてきました。それは子育ての上で、また生徒指導上親の愛情をそういう形で注いでください、大変大切なことなんですと申し上げてきました。この考えに多くの親は納得して下さったと思っております」と述べておられます。田原本町教育委員会もこれまで中学校の給食問題については岡澤潤次さんと同じ考えの、いわゆる愛情弁当論を方針としてこられました。これは親子の結びつきが希薄となり、不幸な事件が多発している現状から、大変意義のある考えだと評価いたします。しかし今日、深刻な経済の後退や雇用情勢の悪化、所得の落ち込みなどで共働きの家庭が増加するなど、社会構造が大きく変化してきております。このような日本の社会の変化を踏まえて、子育て支援の観点からも町内の中学校における給食問題について、愛情弁当論を抜本的に検討すべき時期に来ているのではないかと私は考えます。この給食問題につ

いて、教育委員会としての考えをお示しいただきたいと思います。

次に、田原本町の地域公共交通の活性化について質問いたします。

これまで私は議会で、高齢社会の進行などによりいわゆる交通弱者の皆様にとって優しいまちづくりをするために、コミュニティバスなど移動手段の確保を行うべきだと提案してまいりました。その結果、田原本町における地域公共交通について検討するために、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき、田原本町地域公共交通活性化協議会が平成21年3月に22名の委員を任命し、設置されました。設置されました協議会の目的について、ホームページには次のように記述をされております。「本町の公共交通の現況として、鉄道駅についてはかなりの利用がありますが、バス路線については利用者減少により休止となり、鉄道駅までのアクセスについては1路線が残るだけで、ほかのバス路線等の交通機関はなく、通勤、通学や通院、買い物等の移動は自転車やバイク、自家用自動車やタクシーでの移動となっています。

そこで設置されました協議会ではこういった経緯、状況を踏まえながら、コミュニティバス等の導入にはその運行目的や費用対効果の検討及び鉄道、バス、タクシー等の公共交通機関の連携並びに今年度完成します駅前広場を中心とした駅前周辺地域の活性化について、田原本町地域公共交通総合連携計画の策定、計画実施に関する事項を協議いたします。その利用者のニーズに即した田原本町地域公共交通総合連携計画の立案に向けて、住民へのアンケート調査等を実施します。」としておられます。平成21年5月20日に開催されました第1回の協議会で、会長の森口副町長は次のように述べておられます。「本協議会は田原本町の公共交通機関の利用や活用方法、駅周辺地域のにぎわいを取り戻す方法を審議し、実施していきたい。今年度はその計画を策定し、来年度平成22年度以降に計画に基づく施策を実施していきたい。コミュニティバスの導入にはその運行目的、地域の実情、住民の要望、運行にかかわる費用との効果を総合的に勘案して最善の方法を模索していきたい」と述べておられます。公表されております事業計画では、平成22年2月に連携計画の策定、平成22年4月からの実施となっております。この地域公共交通の問題について検討するために設置されました協議会にかかわって、次の質問を行います。

1つ目、地域公共交通活性化協議会で検討されました内容及びその結果について、

ご報告をいただきたいと思います。

2つ目、町民の皆様を実施されましたアンケートの内容及び結果についてご報告をお願いいたします。

3つ目、地域公共交通総合連携計画及び田原本町周辺地域活性化計画についてどのような計画を立案されたのか、ご報告をお願いしたいと思います。

4つ目、これらの計画に基づき、平成22年4月から実施される施策の具体的な内容について説明をお願いいたします。

以上、再質問は自席から行います。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

（副町長 森口 淳君 登壇）

○副町長（森口 淳君） 6番、西川議員ご質問の2番目、「社会的弱者の方々にとって住みよい町にするために、田原本町の地域公共交通の活性化について」のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目の「地域公共交通活性化協議会の検討内容及び結果、並びに3点目の地域公共交通総合連携計画及び田原本駅周辺地域活性化計画について」でございますが、昨年3月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき協議会を設置し、国庫補助事業の地域公共交通活性化・再生総合事業、あわせて県補助事業の駅を中心としたまちづくり検討事業の事業認可を受けまして、5月に第1回の協議会を開催し、事業の実施方針等について検討願っているところでございます。協議会では、公共交通の利便性の向上や利用促進、コミュニティバスの運行計画等を検討する公共交通活性化検討委員会と、公共交通と連携した駅前活性化策を検討する駅前活性化検討委員会を設置し、現在までそれぞれアンケート調査や関係者の聞き取り調査等を実施するとともに、各3回の委員会を開催してきたところでございます。この意見を集約し、3月末に開催する協議会におきまして、地域公共交通につきましてもは地域公共交通総合連携計画としてとりまとめる予定でございます。駅前活性化につきましてもは現在駅前広場が整備中であり、完成後、車や人の流れが変わることが予想され、こうしたことも検証した後に新年度において田原本駅周辺地域活性化計画としてとりまとめる予定をいたしております。

現在策定中であります公共交通の検討の視点といたしましては、公共交通等によ

る円滑な移動の確保により持続可能な交通体系、まちづくりの実現を目指し、日常生活の利便性向上と地域活性化を図ることを目的といたしております。

まず視点の1といたしまして、公共交通サービスの全国的な傾向といたしましては、今後高齢化が一層進むにつれ、ドア・ツー・ドアのニーズが高まるものと予想されます。また運行経費が安価でドア・ツー・ドアに近い交通サービスであるデマンドタクシー等を導入する地域も増加傾向にあります。

2つ目、田原本町の特性としましては、平成16年まで運行いたしておりました町内路線バスは集落と中心部を往復するサービスでありましたが、利用者が少なく、休止となった経緯がございます。さらに本町には道路幅員の狭い地区が多いため、大型車両の導入は困難であります。したがって狭隘な道路も運行可能な小型車両の導入を検討することといたしております。

3つ目は持続の可能性であります。持続可能な公共交通サービスとして末永く住民に利用されるためには、事業の担い手や負担のあり方をどうするのかを十分に検討する必要があります。またコストを抑え、民間のノウハウを生かした住民参加型の交通システムづくりを検討することといたしております。

以上のような視点に立って計画を検討、協議中でございます。

2点目の「アンケート調査の結果について」のお尋ねでございますが、アンケートといたしましては商店街アンケート調査として、駅前商店街に立地する営業店舗に対しまして、経営の実態や駅前周辺地域の活性化に向けた課題等に関するヒアリング調査を行い、今後のまちづくりの方向性の検討に活かすことを目的に、77軒の営業店舗に対し、商工会の協力を得ながら実施をいたしました。また田原本町の交通・まちづくりに関するアンケート調査として、公共交通活性化における対策立案のために、町民等の詳細な交通行動や移動の際の問題点、ニーズを把握することと、町民のまちづくりに対する意向を把握し、今後のまちづくりのあり方を検討するための基礎資料とすることを目的に、15歳以上の町民の皆さんの中から無作為抽出により5,629名の方にお送りをいたしまして、回収率33.6%、1,893名の方から回答を得たものでございます。アンケート調査の項目につきましては、1つは通勤、通学の交通手段、2. 其他のお出かけ目的及び手段、3. 公共交通の方向性など、多岐にわたることから、地域公共交通総合連携計画とともにホ

ホームページで公表いたしたいと考えております。

4点目の「平成22年4月以降の計画に基づく施策の実施」につきましては、地域公共交通総合連携計画に基づきまして、運行事業者等の調整や事業費等の算定を経て補助金の申請、また住民の皆さんへのPR等準備が整い次第、できるだけ早く早期に実証運行を実施いたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 濱川利郎君 登壇）

○教育長（濱川利郎君） それでは西川議員の1点目、「子育て支援について、中学校に給食の実施を」についての質問にお答えいたします。

学校給食は児童に栄養のバランスのとれた食事を提供するだけでなく、同じ場所で同じ食事をとりながら、児童と児童、児童と教師との心の交流が行われる場であるととも、望ましい食習慣を養い、好ましい人間関係の育成を図る学習の場であると考えております。また本町の学校教育の指導方針におきましても、今日的な教育課題への対応の一つに食育の推進を掲げており、子どもたちが生涯にわたり健康で生き生きと生活するために望ましい食習慣を身につけ、自分の健康は自分で守るという自己管理能力を育成するよう、学校を中心に家庭、地域と連携して食育の推進を図っております。食育に関しましては平成17年食育基本法が成立し、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが求められているところでございます。また新学習指導要領、中学校の第5章、特別活動におきましても、「適応と成長及び健康安全」の項目に食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成について記述されています。保、幼、小、中学校における食育の推進は、今後も本町における教育の重点課題として取り組みを進めてまいりたいと思っております。

その上で、中学校給食についても次の2点を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

まず1点目は、近年の経済状況の悪化により共働きの家庭が増加し、親と子どもとの触れ合いが少なくなっている現状があります。加えて児童虐待やDVの問題が家族の危機的状況のサインとして表現されています。子どもの育ちを見守り、

その育ちに責任を持つのは保護者です。親として、心と体のバランスを考えた家庭教育のありようを追及する必要があります。その意味において、家庭の教育と中学校給食の今後のあり方について慎重な検討が必要となってきます。

2点目として、中学校において平成24年度から実施されます新学習指導要領におきましては、理数科等の内容の充実に加えて授業時間数も増加されます。現在移行措置期間中であり、各中学校においては年次計画を立案し、授業確保を行っているところでございます。年間授業時間が総計で現行から105時間増となることから、給食を実施しますと搬入から配膳、後かたづけと現在の弁当以上に時間が必要となってまいります。授業や部活動の時間への影響と給食指導における教職員の指導負担増もかんがみ、慎重に検討する必要があります。このことから、平成22年度において中学校給食を含む学校給食のあり方について検討してまいりたいと考えております。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） ありがとうございました。

先に給食問題について再質問をさせていただきます。給食問題について教育委員会としてのお考えをお示しをいただきましたけれども、学校の給食問題について今後いろんな角度から検討されるに当たって、さまざまな視点があると思いますので、これから申し上げます3点ほどの視点について、現時点ではどのような方向で審議されるおつもりか、お答えをいただきたいと思います。

まず最初に、給食の実施にかかわって調理方式の問題があります。文部科学省の調査によりますと、平成20年5月1日現在、奈良県の公立小学校の100%で給食が実施をされております。調理方式では、公立小学校での単独調理場方式が全国では48.8%であるのに対して、奈良県では56.5%、共同調理場方式は全国が50.8%であるのに対して、奈良県では43.5%になっております。公立中学校の給食実施率は全国で91.0%であるのに対して、奈良県は72.9%で実施率が低くなっております。公立中学校では単独の調理場方式が全国で29.0%であるのに対して、奈良県では40.5%、共同調理場方式では全国が65.2%であるのに対して、奈良県では59.5%になっております。これは公立小学校で

は中学校と比べて早くから給食が実施され、単独調理場方式、すなわち自校調理方式が多く、学校の敷地を活用して教育の一環としての給食が実施されてきた経緯があります。しかしその後の中学校の給食の実施に当たり、自治体の財政的負担が重視され、共同調理場方式が多くなってきた経緯があるとされております。なお、全国的には一部外部委託を行っているところも見られます。このように設備や人件費など、財政負担の軽減を重視した視点からの見直しや、事業展開が多く見られるようになっております。今後中学校の田原本町での給食実施の検討に当たって、町全体の給食のあり方も検討するようなお話でありますけれども、この単独調理場方式か、共同調理場方式かの課題について現時点ではどのように考えていくおつもりか、お考えをお示しいただきたいと思っております。

次に、答弁にもありましたけれども、給食は教育の一環であるという基本的な観点を今後の検討の際にどのように堅持するのか、お聞きしたいと思います。

ご存じのように給食は子どもたち全員が同じメニューの学校給食を一緒に食べるのが原則であり、すなわち栄養士による献立作成と指導のもと、よく吟味し、安全性なども考えて厳選された食材を使って給食調理員さんが調理していただいております。また食育の授業として生きる力をはぐくむための食の重要性、食文化やマナーを学びながら全員一緒に食べるといった学校教育の一環として位置づけられております。学校給食は単に1回の食事であったり、単に食欲を満たすためだけのものではなく、学校や学校給食センターで準備から調理まで、大勢の人たちにより子どもたち一人ひとりへの愛情を込めてつくられた、いわば食事の教材と言えます。単独調理場方式、いわゆる自校調理場方式の学校では、子どもたちの学校生活で一番楽しい給食の時間が近づきますと、調理されている給食のおいがしてきます。このような環境の中で、自分を支えていただいている方々への感謝の気持ちや、働くことの大切さをはぐくむといった極めて重要な人間教育の一環として多くの教育現場では認識されております。田原本町では現在取り組まれております子どもたちの希望を聞いたバイキング方式や、栄養士、給食調理員さんを囲んでの謝恩会の開催など、この人間教育の観点からも栄養士はもとより、給食調理員さんとの触れ合いなども大切だと考えます。これは自分を支えていただいている方々への感謝という観点では、愛情弁当論の保護者との違いがあるにせよ、共通するものがあると考え

ます。この「給食は教育の一環である」という基本的な観点をしっかりと堅持すべきだと考えます。今後の検討の中でどのように考えていかれるのか、お聞きをしたいと思います。

また、学校給食が学校の教育課程のゆとりある展開を妨げているとか、給食時の指導のみならず、給食費の徴収や経理までもが教育現場の責任にゆだねられていることが、教師の労働過重を招いているといった指摘もあります。

この点から言いますと、私は平成19年第1回の定例会、3月議会の中で給食費の未納問題についての質問の中で提案いたしましたけれども、学校給食の経理は現在私費として学校任せになっており、この給食費を学校給食の実施者が主体となつて、例えば他の市町村でも実施されておりますように、学校給食会などの組織をつくって、町の会計で取り扱うことなども検討すべきであると考えます。給食費の未納問題もある中で、最低限業者への発注や支払いは教育委員会などで行い、教育現場には極力教育活動に専念するようすべきであると考えます。先ほど今後の方針を検討するというお考えをお示しいただきましたが、今後検討されるに当たっているいろいろな課題があると思いますが、今私が申し上げました以上のような課題について、現時点ではどのような方向で審議されるおつもりか、お答えをいただきたいと思います。

次に、地域公共交通の活性化について質問をいたします。答弁をいただきましたが、この件に関して4点質問いたします。

まず1点目、今後のタイムスケジュールについて次のように認識してよいか、お答えをいただきたいと思います。平成22年の3月末に開催される法定協議会で審議結果をまとめ、地域公共交通総合連携計画及び田原本町周辺地域活性化計画を作成する。そして国土交通省、奈良県など関係機関に地域公共交通活性化再生総合事業計画を申請する。認定されれば補助金の交付申請を行い、交付決定を受けて1年目の事業を実施する。その1年目の事業の評価、検討を行い、変更があれば国土交通省の認定を受け、2年目の補助金の交付申請を行う。この国の補助制度を活用した実証実験は3年行い、その後町の単独事業として実施するか否かを検討する。このような流れであると認識して良いかどうか、お答えをいただきたいと思います。

2点目、以前議会でC o m P A S Sなどを活用したシミュレーションなどを実施

するか否かを質問いたしましたが、この計画策定に当たって現状分析や実態の調査及びニーズ把握のためにどのような調査を行ったのか。また、アンケート調査につきましては、先ほどの答弁の中でホームページ等で公表するとのことをございますけれども、ほかの調査、あるいは聞き取り調査等の公表は行う予定があるのかどうか。

3点目、このような流れの中でいけば、実施時期は何月ごろになると考えられるのか。先ほどの答弁ではできるだけ早い時期に実証運行を実施したいと考えておられるとお答えいただきましたけれども、何月ごろになるかお答えをいただきたいと思ひます。

4点目、実施時期の内容について町民の皆様への周知、これはどのような方法を考へておられるのか。

以上4点について、この事業について協議会の事務局長である参事のほうからご答弁をお願いしたいと思ひます。

以上。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） ありがとうございます。

数点にわたりましていろいろと参考になるご意見をいただきまして、本当に感謝申し上げたいと思ひます。ただいまいただきましたご意見、あるいは要望等参考にさせていただきながら今後の給食、特に中学校運営関係問題につきまして検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本当にありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 西川議員、3点の中身はよろしいのか。（「はい、結構です」と西川議員呼ぶ）

総務部参事。

○総務部参事（石本孝男君） 今、西川議員から再質問いただいた件でございますが、今後のタイムスケジュール等につきましては議員お述べのとおりでございます。この3月に協議会で意見をまとめまして、早々に国土交通省に計画を出して、その後事業認定を受けまして実証実験に入っていくと。一応3年間の実証実験の後、その後の対応を考えると、それで結構でございます。

それから実態調査等をいかに行ったのか、その他の資料の公表についてでございます。公共交通につきましては先ほど副町長のほうから答弁ございましたように、アンケートをやらせていただきました。それから商店街の活性化につきましては77店舗につきまして一度聞き取り調査をし、その後意欲のある事業者に再度2月、聞き取り調査をやらせていただきました。これらにつきましては計画書と一緒にオープンにしていきたいと考えております。

それから実施時期はいつごろかということでございますが、先ほどの1番の質問とも関連いたしますけれども、地域公共交通総合連携計画を国土交通省に承認を受けまして、その後旅客自動車運送事業としての認定を受けまして運行に至るわけでございますが、それが前例等からいきますと約2カ月程度はかかっているようでございますので、夏前後には実施したいというように今事務局では考えております。周知方法等でございますが、当然計画のホームページへの公表、それに伴います実施手法等々につきましては町広報でありますとか、ホームページでありますとかいう形で公表していきたい。その後の対応についてご意見もいただくこととなりますので、そういう実施方法を検討しておるところでございます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 地域公共交通の活性化についてご答弁をいただきましたが、さらに3点、関連して質問をしたいと思います。

まず1点目ですけれども、平成22年度に1年目の実証実験、これを行い、そして検討評価して2年目の事業を行うことになると思います。その2年目以降の事業を行うに当たりまして、さらに住民の皆さんのニーズにあった、住民の皆さんに喜んでいただける事業をするために、私は多くの方からご意見、要望をいただくべきだと思います。そのため法定協議会の委員の人数については、特に法的な規制はない中で、身体に障がいをお持ちの方の団体や福祉協議会など、福祉関係者の代表も委員にお入りいただき、担当部長が代弁するのではなく、当事者の方から直接意見をお聞きすべきであると考えますが、いかがでしょうか。さらにこの2年目以降の事業を充実するために委員の公募を行い、住民参加の意識を促進すべきと考えますが、この提案についてどのように考えるか、お聞かせいただきたいと思っております。

2点目、本年2月15日の日本経済新聞に、地域公共交通についての記事が掲載

されております。その記事の見出しは、「住民が予約、乗り合うデマンド交通」、「路線バスよりも便利」、「タクシーよりも安く」、「全国160カ所以上で導入」といった見出しになっております。そして実施されてる市町村の課題なども記事として掲載されております。田原本町でもタクシー会社が多く営業する中でそれと共存し、また町の財政負担を考えたときに、これまでの路線バスとただ単なるタクシーとも違う輸送手段として住民の皆さんの要求に応じるデマンド交通も当然検討の対象になると考えます。また昨年の平成21年3月議会における私の質問に、協議会の事務局長である石本参事は「コミュニティバスがベターかなという個人的な考えとしては思っている」と答弁をさせていただいております。先ほど紹介いたしましたが、平成21年5月20日に開催されました第1回の協議会で、会長の森口副町長は「それぞれの導入にはその運行目的、地域の実情、住民の要望、運行にかかる費用とその効果を総合的に勘案して最善の方法を模索していきたい」と述べられております。

そこで質問いたします。移動手段の確保の方法として、コミュニティバス方式、路線バス方式、タクシー方式、ドア・ツー・ドアのデマンド方式、停留所固定型のデマンド方式など、これまで開催された3回の委員会でもこれらの方式について当然検討されたと思いますが、それぞれの方式について協議会でこれまで検討されたメリット、デメリットなどの内容をお答えをいただきたいと思っております。

3点目、高齢社会が進行する中で、多くの交通弱者の方が移動手段の確保のために事業を首を長くしてお待ちいただいている声が、私に届けられております。公表されておりますこの地域公共交通活性化の田原本町の事業計画では、平成22年2月に連携計画の策定、平成22年4月から事業の実施ということになっております。先ほどの答弁では、当初の事業計画とは異なり遅れることとなりますけれども、計画の4月実施が遅れた理由についてご説明をいただきたいと思っております。

以上。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（石本孝男君） ただいま3点いただいた質問でございますが、協議会委員の拡大なりについては、9月議会でも西川議員から質問いただいたところでございます。そのとき町長が答弁したとおりでございます。現行法定協議会の公募

なり、委員の拡大は考えておりません。ただ住民のアンケートをやらせていただいた、また利用者の声というのが実証実験する中において、当然制度の改良をやっていく中で必要でございますので、それはその都度意見を聞いていく、アンケートの実施もやる、利用者の満足度、また改善点の要望等は聞いていきたいと考えております。

それから移動手段の方法でございますが、先ほど副町長の答弁にもございましたがドア・ツー・ドアの要望、田原本町の道路の事情等々を勘案してデマンド交通がいいのか、コミュニティバスがいいのかということ、それからコミュニティバスにつきましては実施するのであれば今現行ございます西田原本・国保病院間の既存路線バスの拡張がいいのか、それに対する費用がどれぐらいかかるのかというところを議論させていただきました。そのほかデメリットとメリットいろいろございますが、現在先ほど私の私見の内容もございましたがそれは私見として、協議会の委員会におきましては交通の需要、アンケートの結果、例えばドア・ツー・ドアでありますとか、それからできるだけきめ細やかな回数等の要望を考えますと、停留所固定式のデマンド方式というのが一番望ましいんじゃないかと、こういう形で今委員会の中では検討を続けております。協議会でどういう結論になるかは別にいたしまして。

それから平成22年4月の実施が遅れた理由ということでございます。本協議会におきましては他の市町村の協議会におきます地域公共交通総合連携計画を策定するという一つの目的じゃなくて、駅から始まる交通体系ということで、駅前活性化の施策も一緒にやっていこうじゃないかという形で、2つの目的を持ってやらせていただきました。その中で地域公共交通に対します住民のアンケートを受けまして、駅前の商店事業者にそのアンケートの結果を踏まえて駅前の活性化としてどういう施策を考えられるかという聞き取り調査を今年2月の初めにやらせていただきました、再度。そういう形でよりきめ細やかな情報を入手するという形をやらせていただきましたので、若干の当初予定2月に協議会での素案を確定し4月からという形が少し遅れたということでございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして10番、植田昌孝議員。

(10番 植田昌孝君 登壇)

○10番(植田昌孝君) 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

先ほど来よりお話がありましたが、まず初めに、昨年末より今年にかけて続いておりました職員の不祥事につきまして、町長といたしましては大変頭の痛いところではあると思いますが、町行政の最高責任者は町長でありますので、責任の重さというものも十分に感じておられるとは思いますが、今後はこういった問題が起きないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。お願いを申し上げます。

さて、私たちの町は平成18年から人口が減少しておりまして、数年前から国道24号線にありました大手スーパーや電気店などが撤退をいたしまして、今後もまだまだ店舗が撤退する傾向にあると、そういう噂さえ出ているようであります。田原本町の今後の衰退を心配されている町民の方も少なくないのではと思うわけでありませう。

そこで今回の私の質問は、町長が田原本町の活性化についてどのように取り組んでこられたのかということでありませう。これは町長が3年前に当選をされたときの選挙公約として掲げられました6つのモットーの中にも、組み込まれていたと思ひます。町長にとっては4年の任期のうちの3年が過ぎ、どういった形でこの問題に取り組んでこられ、現状がどの程度目標に到達できていると考へておられるのかについてお聞きをしたいと思います。

私は平成18年第4回定例会で、当時町長が初当選された最初の定例会で質問をいたしました。まず第1点目、保育所の定員増加、認定子ども園、学童保育の充実、中学校の弁当給食導入など、地域住民から見た取り組みについての質問の中で、その2の認定子ども園の取り組みについて県下の動向も見ながら検討すること、またその3では学童保育の充実について子どもが安心して遊べる居場所づくりの確保、環境整備に取り組む、その4では中学校の弁当給食導入について先進地の調査、研究等も含めて検討することでありました。これらの件について実行できたかと考へておられるのか、また今後の計画はあるのかについてお聞きをしたいと思います。

続きまして第2点目、農・商・工の調和したまちづくりの取り組みについて。

農業振興の推進、商工業の振興について、駅前整備事業については完成間近であるものの、国道24号線バイパスの整備、沿道サービス業等の進出が容易になる施策も必要と考えている。また工業の振興についても、製造拠点の海外シフト、輸入品との価格競争等で事業所が年々減少傾向にあります。企業の経営基盤の強化を図るため、技術改革など積極的に取り組む事業所に対し、商工会などと連携して充実した支援を継続してまいりますとのことであります。また京奈和自動車道インターチェンジと国道24号線バイパスの併用開始に伴い、自然と調和した良好な企業誘致ができる環境を整え新都市機能拠点を目指す取り組みは、工業分野に限らずさまざまな相乗効果が期待できると考えているとのことであります。これはどこまで進んでいるのか、現時点での現状はどうなっているかについてお聞きをします。

3点目、どこよりも進んだ情報公開で公正、透明なまちづくりについては、町広報紙に予算、決算、財政指標、定員管理及び給与関係などを掲載しているが、町民本位のまちづくりを目指し、町民意見箱で町民の皆様のご貴重な意見や提案などを参考にし、今後さらに交際費等情報公開を積極的に進めていくとのことであります。これは実現できたと考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

4点目であります。行ってみたいまち田原本、唐古・鍵遺跡を中心とした地域環境資源の充実については、史跡整備が進められているようでありますが、史跡に隣接した場所で資料館の建設や駐車場は必要であり、周辺の田園風景の保全、地域づくり、まちづくりを視野に置き、さまざまな事業と連携を図るとのこと。この現状について、また今後の予定についてお聞きをします。

5番目、清掃工場の操業期限を9年後に控え、その当時ではありましたが、今後の方向性について新しい清掃工場の建設に向けて取り組んでまいりたいとのことでありましたが、私のその当時の再質問の回答の中で町長は、外部委託については官から民へということであるが、清掃工場については考えていないという回答でありました。現在においても民間委託はあり得るわけでありますので、詳細については特別委員会に所属しております関係で結構でございますが、その考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。

最後に6番目であります。官民一体型の防災、防犯組織の構築についてでありま

すが、災害に強いまちづくりができたのか、地域社会を含めた防災体制が確立できたのか、住民が安全かつ快適に生活できる地域社会が形成できたのか、こういった6つの項目について現状と町長なりの思いをお聞かせいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で質問を終わりますが、再質問については自席でさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 10番、植田昌孝議員の「田原本町の活性化について」のご質問にお答えをいたします。

田原本町長に当選後3年が経過いたしました。当選直後の平成18年第4回定例会で議員の一般質問に対します答弁と比べて、田原本町の活性化についてどのように取り組んできたか、どの程度目標が達成できたか、また今後の対応についてのご質問でございます。第1点目の保育所の定員増加、認定子ども園、学童保育の充実、中学校弁当給食導入など、地域住民から見た取り組みについてでございますが。その1、保育所の定員増加につきましては、宮森保育園では耐震改修実施にあわせ平成19年4月に30名増員して200名とし、また病児・病後児保育も実施いたしました。阪手保育園につきましては、本年4月から定員を10名増員して100名とするものであります。また町内3園におきましては一時保育、延長保育、病児・病後児保育を実施しております。なお宮古保育園につきましては民間移管も含め、定員増を検討していきたいと考えております。

その2、認定子ども園につきましては、幼稚園型なり保育園型について、これまで議員の方々から意見などをいただいておりますが、政府においては幼保一元化や認定子ども園のあり方について検討し、所管を一元化する方向で平成23年の通常国会までに関連法案を提出する考えと聞いております。あわせて現在実施されている奈良市、大和高田市の認定子ども園の今後の推移の状況についても、そのあり方などを研究検討してまいりたいと考えております。

その3、学童保育の充実につきましては、子どもが安心して遊べる居場所づくりの確保、環境整備に努めてまいりました。制度の拡充として、前年度に学童を利用

した4年生及び学童利用の3年生以下の兄弟姉妹がいる4年生以上については、長期休暇期間及びその前後の短縮授業期間中の学童保育の対象としています。また在籍児童数の増加に伴い、田原本小学校区については2分割したところです。今後はサービスの向上が効率的かつ効果的な施設運営が図れるよう、指定管理者による管理運営を導入したいと考えています。

その4、中学校給食導入につきましては、先ほど西川議員の質問に答弁いたしましたとおり、新年度において中学校給食を含む学校給食のあり方について検討したいと考えております。なお、子育て支援事業として新年度におきまして、子育て親子の交流促進や相談などを行う「つどいの広場」を開設し、子育て支援機能の充実を図るほか、乳幼児等医療費助成制度の拡大を行うことにしております。

次に、第2点目の「農・商・工の調和したまちづくりの取り組みについて」でございますが、まず農業振興では集落営農や担い手育成を図るための水田農業構造改革対策補助に町単費加算を行い、また平成19年度からは農業経営の規模拡大や農地の利用促進を図るため、農地水環境保全向上活動支援事業を実施し、農業の体質強化に努めてまいりました。政権交代で農業施策が大きく転換をし、新年度では2つの大きな事業が実施されます。その1つが米の個別所得補償モデル事業で、もう1つの施策は国内の自給率向上を図るための水田利活用自給力向上事業であります。これらは農業経営の安定を図るためにも有効であり、継続して実施しております農業基盤整備事業や既実施施策とあわせまして、町土の保全と産業としての農業振興を図ってまいりたいと考えております。

次に本町の商工業の振興であります。経済情勢の悪化により、町内商工業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。事業の運転、設備、改造資金などの資金需要に機動的に対応するため、平成20年度補正予算及び本年度予算において中小企業緊急経営安定化資金融資を実施いたしました。新年度におきましては融資額上限の拡大や借り換え制度の導入など制度拡充を図り、支援してまいります。また本年度、田原本町駅前活性化検討委員会を設け、まちづくりに関する施策について検討を行っているところであり、近く駅前広場が完成し基盤整備も整えば、今後は再開発事業などにより商工会を始め関係機関と協働しながら駅前周辺の活性化を進めてまいります。平成19年度には都市計画マスタープランを策定し、今後の都

市づくりの目標を示すとともに、京奈和自動車道インターチェンジ周辺都市機能の配置を目指し、保津周辺地区を市街化区域に編入すべく平成20年度より着手しており、新年度には都市計画決定がされる予定であります。基盤整備等に取り組みながら工場誘致条例などの政策検討を加え、町内既存事業所の育成と新たな企業誘致を積極的に進めてまいります。

次に第3点目の、「どこよりも進んだ情報公開で公正、透明なまちづくりについて」でございますが、町民意見箱に投稿される町民の皆様の貴重な意見や提案などに回答できるよう、投稿用紙に投稿者の住所、氏名等を記載する欄を設け、回答を希望される方には担当課から投稿者に回答するよう努めています。町自らの情報開示に関しては、町の計画や施策を作成する際に素案に対する意見を住民の皆様からいただくために、意見募集の記事を広報紙に掲載するだけでなくホームページにも掲載し、より多くの住民の方に見ていただけるよう配慮しています。具体的には都市計画マスタープランや地域防災計画の作成時などに意見を募集をいたしました。また交際費や入札の結果の公開、町議会会議録や一般質問通告一覧なども掲載をしているところでございます。今後もまちづくりを行うためにどのような議論が行われたのか、その結果どのように町の施策に反映、実施していくのか、またその結果どのような効果があったのかなどを住民の皆様に対して公開をしていきたいと考えております。

次に第4点目の「行ってみたいまち田原本」「唐古・鍵を中心とした地域環境資源の充実について」でございますが、唐古・鍵遺跡史跡公園整備事業費につきましては、本年度から本格的整備に向けた準備作業として学識経験者などによる整備委員会を立ち上げ、実施設計の策定準備を進めるとともに文化庁の史跡整備事業の認可を受け、一部造成工事に着手をしており、新年度も一部造成工事などを進めてまいります。今後の史跡整備スケジュールは平成23年度に全体実施設計、翌年度より本格整備に着手をし、平成29年度に完成の予定をいたしております。なお隣接した場所での資料館や駐車場、また地域活性化などの施策についてはその整備の内容に検討を加え、史跡整備の中で設置可能な施設は史跡地内に配置をしたいと考えております。また唐古・鍵遺跡を含め、町の歴史遺産を活用したまちづくりを史跡整備にあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に5点目の「清掃工場の今後の取り組みについて」でございますが、新清掃工場につきましては広域建設を軸に手法および方法を絞り込み、清掃工場周辺自治会との協定に基づく操業期限までの移転に取り組んでおります。また、外部委託につきましては広域建設のほか民間委託も一つの手法と考えております。

次に6点目の「官民一体型の防災、防犯組織の構築について」でございますが、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは、行政のもっとも基本的な重要な役割であり、またそのためには住民一人ひとりが自主防災の意識を持ち、災害時に的確に対処できる知識を身につけ、防災体制を確立することが必要と前回お答えをいたしました。これを推進するため平成19年度に自主防災組織補助金制度を創設し、地域住民による防災組織の育成を図り、現在15団体が自主防災組織を結成されております。また自然災害に迅速かつ的確に対応するため、本年度には地域防災計画を見直し、地域防災計画の実効性を高めるため地震アクションプログラム等を作成いたしました。情報伝達体制の整備を図るため、通信衛星による地震・気象情報などを受信する全国瞬時警報システムの受信設備の整備を進め、新年度においてはこのシステムと連動し、緊急地震速報や災害時における避難情報などを住民に速やかに伝達するため同報系防災無線整備や、災害時に各分団消防車に確実、迅速な情報伝達を行うため車載型防災無線機を整備してまいります。また防犯活動については、防犯灯設置補助や児童の登下校時の見守り、青パト活動など、住民、事業者、行政が一体となった防犯活動を継続実施しておりますが、今後も住民が安全かつ快適に生活できる地域社会の形成に努めてまいりたいと考えております。

就任以来3年が経過し、町民の皆様とまちづくりを進めていけることの喜びとともに、その重大さを認識しながら取り組んでまいりました課題に対しまして、議員各位を始め町民皆様方のご理解、ご協力のもと一定の成果や方向性が示されたものもでございますが、まだまだ諸課題が山積している状況でもございます。町民の皆様から信託を受けました就任一期目の集大成といたしまして、諸課題に全力を傾注してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） お答えをいただきまして、ありがとうございました。

お答えをいただいた中で、1点だけちょっとお聞きしたいと思います。保育園のこと、給食のこと、それから市街化のこと、それから清掃工場のことについては私は特別委員会なり、常任委員会に配属をされております関係で、わからないことはその場でお聞きをしたいと思っております。それ以外の部分であります、唐古・鍵遺跡の整備工事を本年度から一部造成工事に着手をしていただいております。このお答えの中で、史跡整備の中で設置可能な施設は史跡地内に配置したいと考えておるといってお答えをいただいておりますが、どんな施設か、具体的にもしわかればお聞きをしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

具体的にお答えはしたいところでございますが、文化庁の考え方で、基本的には恒久的に置くことはできないが、仮設的になら置けると。いろいろなとり方を法的にすることができるものがございます。今この場において恒久的にこういうものを、例えば駐車場であり、ミュージアムでありということを置くと言えることは不可能です。ただ、それを仮設的に置くこと等は可能でありますので、いろいろな手法をこらしていきたいと思っておりますので、その点につきましては少しご容赦をいただきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 10番、植田昌孝議員。

○10番（植田昌孝君） はい、ありがとうございます。

それ以外のことにつきましては先ほど申し上げましたように、常任委員会なり特別委員会でわからないことはお聞きしたいと思っております。昔のことわざの中に、「道に遺を拾わず」ということわざがあります。これは、理想的な政治が行われて人々の暮らしが豊かで落ち着いているということを使ったそうであります。「遺」というのは落ちているもの、人々が道に落ちているものを拾おうとさえしないほど豊かで太平であるという意味から、道に落ちたるを拾わずと言うそうであります。しかしながらなかなかそのような理想的な政治は難しいわけでありまして、目標を持ってしっかりと取り組んでいかなければ、まちはよくなるわけでありまして。町長の任期が本年12月3日で満了いたします。町長が目指しておられたまちづくりをお聞きしておりますと、まだまだ道半ばというようなお答えであったかと思っております。

また国政も今はまだ安定しているとは言い難いわけでありまして、今後はますます地方行政を取り巻く環境は厳しくなってくると覚悟をしておいたほうがいいのかなと思ったりもいたします。私は民主党の議員ではありませんが、民主党政権はマニフェストの改革の1丁目1番地は地域主権と明示しています。今までのように中央政府の地方業務を執行するための地方公共団体から、地域が主権を持つという地域主権の時代に恐らく変わっていくんだらうと思います。従来のが地方に権利を分けるという地方分権から、地域が主体的に国づくりをしていくという地域主権に変わっていくと思います。そうなりますと、地域は地域でしっかりと生きていかねばなりません。地域の首長の責任の重さというものは大変重要になってまいると思います。もちろん私たち町議会においても責任の重さは非常に大きくなっていくんだらうと思います。私はこのような時期だからこそ、今後も引き続き、あなたにこの町のかじ取りをゆだねたいと考えておりますが、町長のご所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

平成18年11月の選挙におきまして、町民の皆様のご信任を得、12月4日から町長としてこの3年3カ月、町政の邁進に努めてまいったところでございます。私はよく職員の前でも訓辞をいたすのでありますが、行政にとって何が一番大切か。行政とは、私は継続だと思っております。継続とは何か。町民の信用、信頼であります。信用、信頼なき行政は成り立っていかないという信念を持っております。孔子いわく、「民の信なくば立たず」と言われております。その関係もあり、私は前森町政から引き継いだ形でその当時の課題でありました駅前整備事業であり、唐古・鍵の史跡公園の問題であり、そして清掃工場の建設の問題であり、また加えては平成25年度に開通をいたします京奈和自動車道からのアクセス道路、そして西八尾の踏切の拡幅の問題であり、都市計画の問題であり、そういったところを引き継いだ形の中で、今3年と少しの中で方向性的にはある程度示させていただいたものもあり、まだまだ道半ばのものもございませう。今後より進めていかなければならぬのは、町の駅前の再開発の問題であり、加えては史跡公園の本格的着工、それと同じくして観光の活性化の問題であり、また清掃工場の今後の進捗の状況であり、

また都市計画を見直した箇所への企業誘致の問題等が挙げられようかと思えます。私自身これらの課題に対し、自身として夢もあり、やっていきたいという思いとともに、やるべき責務もあるとは自覚をしております。ただ、今現在私はこの12月まで任期を持っている者でございます。その12月まであと8カ月に向けまして、私自身が今全力で取り組むべきこと、10年先、20年先を視野に入れながら、今やるべきことを精一杯まずはさせていただき、その後のことについて皆様のご協力も得ながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして10番、植田昌孝議員の質問を打ち切ります。

続きまして1番、森井議員。

（1番 森井基容君 登壇）

○1番（森井基容君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

第1番目にお聞きしたいのは、架空請求や振り込め詐欺等についてであります。

これが世情を騒がせて久しいわけではありますが、本町においてもそのような被害に遭った、もしくは遭いかけた方はおられるものと思われまます。振り込め詐欺については、警察の積極的かつ地道な取り組みの結果、ピーク時に比較すれば全国的には随分減ったとの統計発表も警察庁から出されております。またそれらの犯罪集団が検挙されたとの報道も多数なされており、その点では少し安心するところでもあります。一方では平成21年度では全国でその被害額が95億円余りとあり、まだまだ大きな被害が続いていると考えざるを得ません。また、ワンクリック詐欺に代表される架空請求等のハイテク犯罪の類が後を絶たないのも現実であり、私も含んで本町の住民の皆さんもそのターゲットにされているものと考えなければなりません。

そこで質問させていただきます。本町における架空請求、振り込め詐欺等の発生状況について把握されている範囲でお教えてください。また消費生活相談活動も実施いただいているわけですが、その中で今まで申し上げましたような詐欺等の相談はどのくらいの件数があるのか、把握されている範囲でお教えてください。

次に、このような架空請求、振り込め詐欺等について町広報紙や通信等を通じて啓発活動を既に実施いただいているわけですが、すぐ目につくものが少ないように思われます。町民の皆様の自分を守る意識のさらなる拡充に向けて、もっと目立つ形での啓発、すなわちポスター等の掲示を通じて町民の皆さんに訴えかけ、安心、安全のまちづくりに努める田原本町の本気度を示してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

第2番目の質問に移らせていただきます。

都市計画マスタープランに「町内では都市計画道路11路線、駅前広場1カ所、自転車駐車場1カ所の交通施設を決定している。都市計画道路のうち中心市街地には長期未着手の路線、区間を残しており、今後県や周辺市町と協調して再検討することが必要である」旨の記載があります。

そこで質問をさせていただきます。長期未着手の路線、区間について、それぞれの計画の策定時期及び計画のままの期間をその年数にてお教えてください。

次に、長期間未着手の都市計画道路については、計画当初と現在を比較すれば社会経済情勢にも大きな変化があり、その必要性やあるべき姿が変化している可能性があると考えられます。つまり長期間未着手のものについては、取り残されたものと言いかえてもよいのかもしれませんが。特に財政状況の変化、少子高齢化の進行や自動車交通需要の減少傾向も予想され、加えてさらなる公共事業の効率化や重点化の要請も高まっているようにも考えられます。さらに都市計画道路の予定地では、建築制限により地域の活性化が阻害されるという懸念もあるかと考えます。

そこでお聞きいたします。全国の自治体においては、都市計画道路についてその計画の見直しや廃止の動きが多く見られますが、本町においては長期未着手の路線、区間について見直し等を実施される予定はあるのでしょうか。お教えてください。

最後の質問となります。学習指導要領が改訂され、小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度から新学習指導要領が完全実施されます。それに伴い、本年度すなわち平成21年度より移行措置により先行実施が指定されたもの、及び指定されていなくとも学校の判断で先行実施が可能とする内容の通知が文部科学省より出ていますが、本町の各学校においてもそれに従い、各学校にて取り組みがなされているかと思えます。各町立学校における実施状況についてお教

えください。

次に、移行措置及び完全実施時においては、標準授業時数が特定教科において大きく変更されていくことになるかと存じます。当然教員配置についてもそれを踏まえて取り組みをなされていることと考えます。教員定数のこともあり、従来の考え方だけでは適材を適所に配置する難しさがあるとは思いますが、学習指導要領改訂に伴う教員配置に対する本町の基本的な姿勢、考え方と実際の進捗状況についてお教えください。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。場合によりましては自席にて再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 濱川利郎君 登壇）

○教育長（濱川利郎君） 1番、森井議員の第3番目の「学習指導要領の改訂について」のご質問にお答えいたします。

新学習指導要領が平成20年3月に告示され、小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度から完全実施されます。その間平成21年度から小学校は2年間、中学校においては3年間の移行措置を実施しています。新学習指導要領に沿った学校教育活動を進めるに当たっては、各学校において児童、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければなりません。新学習指導要領が完全実施になりますと、内容の変更に加えて時間数の増加もあります。小学校においては主に国語、算数、理科、体育と高学年における外国語活動の充実が図られます。週当たりの時間数は1、2年生においては2時間、3、4、5、6年生においては1時間の増加となります。今年度から2年間の移行措置期間においては各小学校において総合的な学習の時間を調整しながら算数、理科の時間及び内容の充実を図っています。また中学校においても新学習指導要領が完全実施されますと、2年生の国語、3年生の社会、1～3年生の数学、2～3年生の理科の時間増が図られ、さらには保健体育と外国語の時間が全学年を通して増

えてきます。週あたりは平均すると全学年1時間増となります。これらのことをかんがみ、各中学校においては平成21年度から3年計画で着実に移行措置を進めています。今年度の移行措置の具体といたしましては、田原本中学校においては数学、社会、英語科において少人数授業を実施し、基礎、基本の定着を図っています。また北中学校におきましては、英語は各学年105時間のところ、新学習指導要領の先取りとして全学年140時間を実施し、社会の3年生は現行85時間のところ、105時間実施しています。いずれも次代を担う人材育成という視点で、体験的、問題解決的な学習、課題研究の推進、国際性を育てるために必要な語学力の強化等を積極的に行っています。これら移行期間中の標準時間数の変更に伴う職員配置については、平成21年度においても実施してまいりましたが、理科支援員や新学習指導要領対応の非常勤講師の配置を県教委に対して積極的に申請していきます。また今期の教職員人事異動につきましても、新学習指導要領の完全実施に向けて適切に対応できる教員配置を構想して現在進めております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

（生活環境部長 小西敏夫君 登壇）

○生活環境部長（小西敏夫君） 森井議員の1番目の「架空請求等のトラブル対策について」のご質問に答弁させていただきます。

近年の消費者を取り巻く現状を見ますと、規制緩和の進展、経済のグローバル化、情報化等といった環境の変化により、商品やサービスが複雑化、高度化し、消費者と事業者間の情報力や交渉力の格差が拡大し、その結果多種多様な消費者相談、苦情が発生しているのが現状でございます。

そこで質問の第1点目の「架空請求、振り込め詐欺等の本町での発生状況について」との質問につきましては、架空請求の件数は平成19年中9件、平成20年中は45件、平成21年中は26件であり、そのうち本町の消費者生活相談での架空請求の件数は平成19年中は9件、平成20年中は4件、平成21年中は3件であります。また振り込め詐欺につきましては、発生状況を田原本警察署に確認いたしましたところ、平成19年中は4件、平成20年中は11件、平成21年中は3件であり、本町の消費者生活相談への相談があった場合は、事件等の関係上警察に相

談していただくよう指導いたしております。

次に第2点目の「被害予防対策について」の質問につきましては、町民の皆さんが犯罪の被害に遭わないために、田原本警察署と協力のもと各町役場、警察署の窓口にパンフレットの配置や町広報紙や磯城地区防犯協議会から毎月発行の生活安全ニュースや専用ホームページにより広く町民に対し啓発活動を行い、また町内の金融機関やATM（現金自動預け払い機）等の設置箇所へポスターやステッカーを掲示し、被害に遭わないよう啓発活動を行っておりますが、今後におきましてもなお一層の啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森島庸光君 登壇）

○産業建設部長（森島庸光君） 続きまして森井議員の2番目の「長期未着手の都市計画道路について」のご質問にお答えをいたします。

まず長期未着手の路線、区間について、それぞれの計画の策定時期、及び計画のままの期間とその年数等を田原本町の都市計画決定道路のうち、まず町道関係につきまして説明いたします。

田原本学校前線は昭和39年12月に都市計画決定し、延長は2,070メートル、うち420メートル整備済みでございますが、45年経過いたしております。昭和39年決定、昭和49年変更決定した路線が4路線ございます。阪手千代線は延長1,870メートル、すべて整備済みでございます。ほか田原本阪手線、延長960メートル、田原本駅前線、延長870メートル、田原本小阪線、延長1,650メートルの3路線は全延長が未着手で45年経過いたしております。昭和48年に決定した川西、三宅、田原本線につきましては川西町を中心とした路線変更により、田原本区間300メートルは廃止の方向で手続き中でございます。平成16年に決定しました西田原本線、42メートルと駅前広場4,620平方メートルは間もなく完成いたします。そのほか国道、県道等につきましては順次改良されていきます。

次に、「長期未着手路線の見直し」につきましては、奈良県において都市計画道路見直し検討の試行についてというガイドラインが作成されました。これまでは市

街地の拡大を前提として都市計画道路の決定をされていましたが、今後人口が減少することから、未着手の都市計画道路の必要性について改めて検討する必要があります。自動車、自転車、歩行者の通行機能やまちづくりの観点から現在決定しています都市計画道路の必要性を検証し、その結果必要性が認められない都市計画道路は廃止することもあると聞いています。本町におきましてもそのガイドラインに基づきまして、今後見直しの検討をさせていただきたいと考えています。道路網の整備に関しましては都市計画マスタープランにもありますように、現状の構成をベースに利用者から見た課題や道路網の配置を行い、路線の役割を明確にすることに着眼して進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 1 番、森井議員。

○1 番（森井基容君） ご答弁ありがとうございました。

振り込め詐欺等の第1 番目の質問に関しましては、本町でも減少傾向が見られることは諸機関のご尽力の賜物であるかと存じます。さらに今以上に関係諸機関がこぞって防止に努めていることを積極的にアピールしていただくことが、安全、安心のまちづくりに生きていくものと思います。今後とも町が本気で取り組んでいる姿を見せていただけるよう、よろしく願いいたします。何かそれで具体的なものがあれば、お示しいただければありがたく存じます。

第2 番目の都市計画道路については、それぞれの時代において理想を求め、計画が策定されてきたことと思います。しかし、十年一昔というふうにならずと言われているように、最近ではさらに時代の進行というんですか、そういうようなものは早くなっておりますので、ただいまのご答弁の中で計画策定より4 5年が経過したと、約半世紀を経過しておるわけでありまして、このようなものがそのまま、計画のまま未着手で残っておることが果たしてよいのかどうかというふうに考えます。計画策定にその当時必要であると考えて携わっていただいた方々も、既にリタイアされている場合が多いでしょうし、この路線をつくるのがよいんだと語れるお方も少ないのではないかと思います。県との関係なり、いろんな関係機関との調整があつて初めて廃止できる仕組みになっておることは理解いたしますが、ある意味負の遺産をいつまでも引きずっていても仕方がないと考えます。ぜひ積極的に取り組

みを進めていただきたいと存じます。昨日、町長も都市計画については京奈和自動車道のインターチェンジ周辺地区の土地利用を図るために都市計画を見直し、都市機能の整備に取り組んでまいりますというふうにおっしゃいました。新たな課題がどんどん出てくるわけでありますので、負の遺産を引きずらないような、例えば20年単位とか30年単位とか、そういった見直しや廃止のサイクルをつくっていただくのがよいだろうと思うんですが、町単独ではなかなかできませんが、そのようなことに関してお考えをお聞かせください。

次に学習指導要領関連につきましては、小学校、中学校ともに本実施に向けて引き続きスムーズに移行できますよう、よろしく願いをいたしたいと存じます。そのことが、これも昨日町長のおっしゃった、本町の学校教育は未来を切り開く確かな学力の育成と豊かな人間性の涵養、これを支える健康でたくましい心身の育成を目指しており、特色ある教育活動を展開し、魅力ある園、学校づくりに取り組んでまいります、との言葉が学習指導要領の実施とともに整合性を確保していけるものと思います。

さらにですが、職員配置の件でお答えをいただいたわけですけれども、今期の教職員人事異動につきましても、新学習指導要領の完全実施に向けて適切に対応できる教員配置を構想して進めておりますとのことでしたが、いろんな面で時間数が減少するものも多くある、増えるものも多くあると。特に中学校のレベルにおいてはそのひずみというのは大きくあると思います。同一校種内だけではなかなかクリアしきれないような問題、多くあるかと思しますので、その辺異なる校種においても考えていただいたほうがよいのではないかと、校種間の連携なり、小中一貫といったことも視野に入れて取り組んでいただければ。最近よく言われますのが、幼稚園、保育所から小学校への小1ギャップなり、小学校6年生から中学校1年生への中1プロブレムというふうなことがよく言われます。越えにくい壁なり、段差があるというふうに言われているわけで、そのつなぎとしても同一校種のみでなく、校種間連携なども構想に入れていただければよいのかなというふうに考えております。そのようなことを含んで、本年度も含んで、その構想の中にこういうようなことも視野に入れていただいているのかどうか、含んでお答えいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） ちょっと観点は異なりますが、今回小学校学習指導要領というのが詳しくつくられまして、その中で特に移行措置に関係するこれだけの分厚い部分をとっておりますので。（「小学校の新学習指導要領」を掲げる）

だから各小学校、中学校、高校に至るまでですけども、これに基づいて移行措置がスムーズに図れるようにさせていただいてること1点と、それから昨年も今年も先生方を集めまして県の方針を、あるいは国の方針を伝える講習会も2回持たせていただいているということもお知りおきいただいたらと思います。

それからもう1点、このような「生きる力」というパンフレットをつくっております。（「生きる力」パンフレットを掲げる）

ご覧いただいた方もおられるかもわかりません。その中にもいわゆる先行実施等々を含めて書いてありますので、また機会がありましたらご覧いただいたらありがたいなど、こう思っております。

さて今お話がございましたように、県の方針も校種間の交流等々もおっしゃっておられましたし、また校種間だけでなく特別支援学校との交流もできる限り図るようというように1点強調されております。だから今年の方針の中につきましてはできる限り校種間の交流を図って、お互いに小学校、中学校の壁を越えた、そういう内容をしていきたいと思います、そういうのが県の方針であったようにも思いますし、田原本町におきましてもその点を重視してこの間の教育委員会にもお話させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育長、職員配置の件。

○教育長（濱川利郎君） 職員配置におきましても、確かに時間数、特に中学校が増えてきますのが先ほど指摘ありましたように英語、あるいは数学、理科、これが増えておりますので、だから時間数に対して先生の数もやはりそれだけの必要度が出てまいりますので、できる限り管理主事と交渉しながら先生を配置していただくようお願いしていること1つと、それから家庭科とか音楽とか、時間数によってはいろいろさまざまございます。しかしなかなか音楽と数学とか、持ち合わせの時

間を持っておられる方がなかなか少ないですので、その辺の配置等々が大変苦慮しているところでございます。できる限りその辺もよく相談しながら学校運営がうまく進みますように、できたら進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） 具体的なことがあればということでございますけれども、私どものほうといたしまして磯城地区防犯協議会がございます。その中で毎月町民の方には安全ニュースという形で出させてもらっておりますけれども、この内容につきましても具体的にもっと皆さんが見ていただけるような、カラー刷りにするとかというようなことの検討も踏まえて、今後取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 都市計画道路の見直しにつきましては、先ほど県の考え方が示されるとお話をさせていただきました。国のほうでも都市計画運用指針ということで見直しの基本的な考え方が示されております。今後は県とも相談しながら進めていきたいと思っておりますが、県のほうで示されております3つの観点がございます。1つは自動車の交通機能の観点からの必要性、2つ目が歩行者等の安全確保の観点からの必要性、3つ目が自治体のまちづくり計画との整合性の観点からの必要性、この辺を中心に検証してまいりたいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） どうもありがとうございました。

1点だけ、職員の配置についての部分なんですけども。確かに1校のレベルでと考えるとそのしんどさがあると。私が申し上げたかったのは、町立学校へ着任してくるわけですので、その町立学校としていろいろ采配していただければよりスムーズに行くかなという考えを持ちます。あと、校種間の連携と申し上げたのも、町立学校としての校種間の連携も県云々やなしに、町立学校として取り組みを考えていただければありがたいなという趣旨であります。

以上であります。ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして1番、森井議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時09分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず最初に、介護保険に関する質問をさせていただきます。私は昨年12月の定例会におきまして介護現場について質問をさせていただきました。今回は介護保険制度について質問及び提案をさせていただきます。

ご承知のように介護保険制度は、平成12年4月の制度開始から早や10年目に入り、我が国において社会保険制度として5番目に誕生いたしました。行政や関係者の努力により、おおむね順調に推移してまいりました。しかし急速な高齢化や核家族化が進行し、介護にかかる負担が増大し、今や社会全体で支えていく仕組みになってきており、そこでサービス受給者のニーズの変化や、支える方々の負担が変化してきており、また経済的負担、財政的負担が問題となり、今大きく取り上げられています。

そこで私たち公明党は介護についてのアンケート調査を行い、そこから見えてきた問題点を幾つかお伺いをいたします。

まず第1に、介護保険事業計画の進捗状況でございます。特別養護老人ホームなどの介護施設者の実数把握はきちんとされておられるのか。また、待機者解消に向けて実効のある実施計画がされておられますか。また、特定施設の施設整備状況とともに、施設利用者の実態把握とその負担軽減策はどうなっているのか。この介護施設に対するいろんな要望はアンケートで大変大きかったわけでございます。

第2に、要介護認定のあり方についてお伺いいたします。

私どもの調査結果から、要介護認定のあり方について、利用者や事業者から寄せられた意見で最も多かったものは、「認定審査に時間がかかる」ことでありました。

そこでお伺いいたします。

1、介護保険申請から認定までの期間が長いため、早急にサービスを利用したい方が困っている現状がございます。本町において調査・認定までどのくらい時間がかかっているのか。また、時間短縮のためにどのような手立てを講じられておられるのかをお伺いいたします。

2、法の精神から言いますと申請申込時点からサービスを受けられることになっているが、現状は何日後から介護サービスを受けられているのか。また、町としてケアマネージャーによる聞き取り調査による仮認定でのサービス提供について、どのように考えられておられるのか、お聞きいたします。

第3に、介護サービスの充実についてお伺いいたします。これは自治体の調査結果から「今後充実していきたいサービス」という点では、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型グループホーム」、「介護老人福祉施設」が全体の8割を占めておりました。これは前回お聞きいたしました介護保険事業計画に基づいて実施するとお伺いしておりますが、その後の経過をお尋ねいたします。

また、本町においては混合サービス、いわゆる介護保険制度で行えるサービス以外の実費負担を伴うサービス、これを混合サービスと言うんですが、これについてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、第4として、元気な高齢者になるための介護予防についてお伺いいたします。

介護予防策の拡充を図るべきと思ひ、現在実施されている予防策の課題、今後の取り組みをお伺いいたします。また、音楽療法、園芸療法、学習療法など各種療法を積極的に取り入れるべきと思いますが、これらについての現状と今後の取り組みをお伺いいたします。

また、既存の高齢者向け施設を活用して「長寿ケアセンター」として積極的に介護予防の施設として活用促進を図るべきと考えますが、その見解と対応をお伺いいたします。

第5に、介護保険事業外の高齢者福祉施策の推進についてお伺いをいたします。

高齢者の方が常に携帯して持ち歩く「安心カード」というのを設けてはどうかという点でございます。この「安心カード」は本人の氏名、住所、生年月日、血液型、親族の連絡先、本人の持病、国民健康保険の番号などを記入したカードでございます。ご老人の方で1人で外へ出られる方も多いです。そのときに事故が起こったときなど、その安心カードを見れば、すぐ対応できると思いますが、いかがでしょうか。

また、高齢者向け配食サービスをもっと利用しやすくするべきだと思っております。本町においても行っておられますが、その大変なことはよくわかりますが、食事に関しては大変重要な問題でございます。人間、やはり毎日毎日食べていかなければなりません。ところが、現在その配食していただくための規則等がいろいろありまして、現状はなかなか厳しいのが今の配食サービスの実態です。こう考えてきますと、この配食サービスについてももう少し町の方としては何かいい方法がないか、どのようにお考えでしょうか。

また、在宅介護者の支援者向け公的支援の拡充、いわゆるご家族の支援の拡充を合わせてお伺いをいたします。

介護の最後の第6として、相談体制の設置や拡充についてお伺いいたします。

「介護難民」という言葉が生まれるほど、家族を介護するために離職せざるを得なかった家族の方々などがおられます。そうした介護家族へのきめ細かい相談業務の実施についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

また、介護弱者にはきめ細かい相談体制が必要でございます。子育てにはファミリーサポートセンターがありますように、同様に高齢者の方々が気軽に相談できるサポートセンターを設けてはどうかと提案したいと思っておりますので、ご意見をお聞かせください。

以上が介護に関する質問でございます。

次に、女性のがん検診推進事業についてお伺いいたします。

若い女性に急増している乳がんや子宮頸がんは、定期的な検診により早期発見での治療は完治する可能性が高く、本年度がん受診率を50%に上げることを目標として、一定年齢に達した女性に対して無料クーポン券と健診手帳が配布され

ました。

そこでお伺いいたします。1. 乳がん、子宮がんの年齢別対象者と受診者数実績をお知らせください。

また、従来 of 年度と比較して受診率の変化と年齢別傾向もお尋ねをいたします。

この事業は平成21年度の経済危機対策の一環として実施されていますが、5年間実施されればほとんどの方が受診できますが、政権が変わってから「コンクリートから人へ」と言っているながら、来年度の予算から国庫負担が2分の1に減額され、そして市町村負担が2分の1となりました。交付税措置はされましたが、本町として本年度と同様をお願いしたいわけですが、この女性に関する病気に関してどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

さて、この女性のがんのうち子宮頸がんは年間1万5,000人が発病しており、約2,500人以上の女性が亡くなっておられます。発症・死亡する女性の年齢も20代から30代ということが急増しているのが現状でございます。しかし、がん検診と予防ワクチン接種でほぼ100%防げるため、世界中で広く使われており、日本でも12歳女子にワクチンを接種した場合、発症を75%減らせると試算されております。国内では昨年12月から発売が開始されました。しかし接種費用が1回1万円超で3回の接種が必要なことから、高額な負担を軽減するための公費助成が強く求められています。本町におきましても、女性の命と健康を守るために取り組んでいただきたく、ご意見をお聞かせください。

次に、子どものことでお伺いをいたします。

来年度の子ども手当については、恒久的な財源問題を中心にさまざまな角度から批判がありますが、対象となる子どものいる世帯にしてみれば「いただけるものはいただきたい」というのが本音かもしれません。実際にこの事業を担当する現場から見ての課題をお伺いいたします。

平成22年度については、子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みで、児童手当分については国・地方・事業主が費用を負担し、それ以外については全額を国が負担するということになっております。支給月は6月・10月・2月で、その前の4カ月分が支給されます。

そこでお伺いいたします。1つには、児童手当が残ったことに対する誤解の件

でございます。

今まで児童手当を受け取っていた世帯については、申請は不要ですので、「児童手当に子ども手当が上乗せされる」と思っている方が多いようです。実際そうなんですけども。ただし市町村が住民へ周知することは4月以降にするようにとの指示が出ているようではございますが、4月までに住民さんからの問い合わせがあれば、この問題はどのように対応をされるのか、お答えをお願いいたします。

次に、6月支給は間に合うかという点でございます。

6月の支給分は、2月・3月分の「児童手当だけ」の分で、4・5月分は「子ども手当」になります。これまで児童手当を支給していない世帯については申請をしてもらい、それに基づいて「受給者リスト」をつくり、振り込みの段取りをすることになっています。仮に6月15日に振り込むとすれば、5月25日ごろには完成したリストを金融機関へ送らなければなりません。4月1日から広報をして申請を受け付けるとなれば、リストの作成にかけられる時間は余り多くなく、またシステムの変更も考えられます。このような状況で6月に間に合うかどうか、お考えをお聞かせください。

次に、子ども医療の提言に関してであります。

現在就学前までは町の配慮で医療費助成をさせていただいておりますが、財政の厳しい折り、小中学校まではなかなか厳しいのではないかと理解はしますが、昨年来の経済不況や新型インフルエンザなど、子どもの医療にかかる費用を考えると、各家庭において相当厳しい状況が推測されます。そこで子どもたちが安心して医療を受けられるように、町としていま一度考える時期ではないかと思えます。特に小学生、心身ともに大切な時期と思われませんが、この子ども医療費の軽減について町にお伺いをいたします。

次に、私たちに子どもたちの要望の中で多かったことをもう1点お伺いいたします。それは児童・生徒の登下校時における災害防止と安全対策であります。

そこで昨年、登下校時における事故や、また危険な箇所をどの程度把握しておられるのかをお伺いいたします。

以上が私の一般質問でございます。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） 5番、古立議員のご質問にお答えいたします。

第1番目の介護保険制度について、第1点目の介護保険事業計画の進捗状況についての1つ目の「特別養護老人ホームなど介護施設者の実数把握はされていますか。また、待機者解消に向けどのように計画を実施しているのか」というご質問でございますが、本年2月現在、特別養護老人ホーム「田原本園」の待機者は323名、そのうち町内在住者129名の入所希望者があることが実態であると認識しております。また、入所には約3年の日時を要しているのが現実であるとも認識しております。また、特別養護老人ホーム等につきましては、介護保険法に基づく県知事の指定となり、奈良県が作成しました第4期介護保険事業支援計画をもとに、本町のエリアであります東和、中和圏域内で市町村が見込んだ介護サービス量に基づき介護サービス基盤の整備を図る中で、今後新規参入等の申し出がされた場合、県と連携を図り進めてまいりたいと考えております。

2つ目の「特定施設の施設整備状況とともに、施設利用者の実態把握とその負担軽減策について」のご質問でございますが、特定施設は有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム等で、現在奈良県には34施設があり、本町からは21名の方が入所されております。施設利用者の実態把握と、その負担軽減策につきましては、特定施設には21名が入所され、うち4名が特定入所者介護サービス費の軽減を受けておられます。また、特別養護老人ホームには98名が入所され、うち84名が軽減され、介護老人保健施設には103名、うち44名が軽減され、介護療養型医療施設には16名全員が軽減されております。

第2点目の介護認定のあり方について、1つ目の「介護保険申請から認定までの期間について」のご質問でございますが、介護認定は申請日から30日以内にとすることとなり、本町におきましては3合議体により毎週、介護認定審査会を開催し、申請日から通常3週間を要し、適正な期間内での認定に努めているところでございます。

また、2つ目の「仮認定での介護サービス提供について」どのように考えてい

るのかというご質問でございますが、申請日から結果通知まで待たなければ介護サービスが受けられないことで支障が生じないように、申請日からでも暫定で介護サービスを受けられる制度であり、認定申請の際に介護保険制度について説明するなど啓発に努めてまいります。

第3点目の「介護サービスの充実について」、1つ目の「介護保険事業計画の経緯について」のご質問でございますが、これは前回12月議会で答弁させていただきました後の経過といたしましては、介護保険事業計画において平成21年度からの3カ年の利用者数を見込み、小規模多機能型居宅介護施設、及び認知症対応型共同生活介護施設各1施設を平成21年度に事業者を選定し、平成22年度に整備の助成を行い開設される予定であります。

2つ目の「本町においての介護保険制度で行える介護サービス以外の実費負担を伴う介護サービス、いわゆる混合サービスについてどのように考えておられるのか」という質問ですが、制度改正により要介護1以下の方々の介護ベッド等の利用は制限されましたが、一般的に軽度の方の介護ベッド等の利用は実態にそぐわない場合があり、利用することによって、これまでできていたことができなくなってしまうなど介護予防の考え方と逆行する場合は制限もいたし方ないと思われれます。しかしながら、介護度で一律に制限するのも無理があるため、必要な場合は訪問調査の内容等を検討し、利用の可否を決定しております。

第4点目の元気な高齢者になるための介護予防について、1つ目の「現在実施されている予防策の課題、今後の取り組みについて」のご質問でございますが、今後、保険給付費を縮減し、高齢者ができるだけ健康で楽しい日常生活を続けるため、介護予防事業の重要性は十分に認識しております。具体的には「転倒・骨折」「運動機能低下」「閉じこもり」等、要介護状態になるきっかけの予防が最も大切であることから、今後も介護予防事業を続けてまいりたいと考えております。

2つ目の「音楽療法等、現状と今後の取り組み」の質問につきましては、現在、老人福祉センターにおきまして音楽療法、老人体操、ちぎり絵教室、陶芸教室等が行われており、今後におきましても引き続き実施してまいりたいと考えております。

3つ目の「既存の高齢者向け施設を活用し、長寿ケアセンターとして積極的に介護予防の施設として活用促進を図るべき」とのご質問でございますが、これにつきましては、先ほど答弁いたしましたように、老人福祉センターにおいて音楽療法等を実施しながら、地元公民館等に出向いた「出前講座」を平成19年度から年間10回、生活機能の低下を防ぎ、元気で生き生きと暮らしていくために、理学療法士や作業療法士による認知症予防や転倒・骨折予防のための介護予防のための「出前講座」を自治会単位で対象者に実施しております。

第5点目の介護保険事業外の高齢者福祉施策の推進、1つ目の「高齢者の方が常に携帯して持ち歩く「安心カード」を設けてはどうか」というご質問でございますが、この安心カードは、住所や血液型、緊急連絡先、既往症、かかりつけの医療機関等が記載されており、これにより高齢者の方が外出先で不慮の事故や災害に遭われたときなど、駆けつけた救急隊員が迅速・適切な対応をすることができるものと認識しております。今後、県下市町村の動向を見極めながら考えてまいりたいと思っております。

2つ目の「高齢者向けの配食サービスをもっと利用しやすくすべき」というご質問でございますが、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯などで、心身の障害等の理由により食事の調理が困難な高齢者に対し、配食は原則1日1回昼食とし、配食サービスの申請の際、ケアマネージャーによりますケアプランにより、対象者の心身の状況、対象者の生活環境等をもとに、ホームヘルパーによる調理、必要な場合は他の業者からの配食サービス等の調整を図りながら利用者の実態に応じたサービスを提供しております。

また、在宅介護者で支援者向け公的支援の拡充策についてのご質問でございますが、支援者、いわゆる家族介護者に対しましては、現在ケアマネージャーによる相談、ショートステイによる介護者の介護負担軽減、県営福祉パーク等で行われます介護教室や認知症相談等の情報提供、相談窓口における各種相談事業などを実施しています。また、要介護度4及び5の重度の高齢者を介護する低所得者世帯で、介護サービスを1年間利用されていない方々に対しまして、年額10万円を限度とした介護慰労金事業と、要介護2以上で在宅の寝たきり老人等に対し、「ねたきり老人紙おむつ等給付事業」を実施しており、このような事業等を周知

してまいりたいと考えております。

第6点目の相談体制の設置や拡充について、1つ目の「介護家族へのきめ細やかな相談業務の実施について」のご質問でございますが、寝たきり高齢者や重度の認知症高齢者が生活を続けていくためには、要介護者へのサービスとともに、要介護者の在宅介護を支えるキーパーソンとなる家族介護者が必要であり、かつ重要であると思っております。現実、家族を介護するため離職された家族がおられることも認識しております。地域包括支援センターを中心としまして、地域の在宅介護支援センターや関係事業所の協力を得ながら、各種の相談を実施しております。

2つ目の「サポートセンターの設置について」のご質問でございますが、現在、地域包括支援センターがその役割を果たしておりますので、現在、設置は考えておりません。

なお、相談事業等につきまして、町広報紙、ホームページで掲載等により周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、第2番目の女性のがん検診についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の女性のがん検診推進事業の進捗についてのご質問の1つ目の、「乳がん、子宮がんの年齢別対象者と受診者実績」とのことでございますが、最初に、平成21年度の乳がん検診につきましては、40歳以上の方5,426人が対象で、受診者数は455人であります。同じく子宮がん検診は、20歳以上の方7,241人が対象で、受診者は396人であります。

次に2つ目の、「従来の年度と比較して受診率の変化と年齢別傾向」とのご質問ですが、乳がん検診につきましては、平成20年度の受診率が3.9%であり、平成21年度では8.4%でありました。年齢別におきましては、30歳代から60歳代まで各年代とも平均して受診率が伸びております。

続きまして、子宮がん検診におきましては、平成20年度の受診率が4.0%であり、平成21年度では5.5%であります。年齢別におきましては、20歳代から50歳代まで各年代とも平均して受診率が伸びております。

第2点目の「予防ワクチン接種について」のご質問でございます。

議員お述べのとおり、女性のがんのうち子宮頸がんの予防につきましては、町

といたしましても検診とワクチン接種の併用が効果的であると承知しておりますが、2月末におきまして県内市町村での接種実績はございません。町といたしましては、ワクチン接種に対する公費負担等につきましては、県下市町村の動向等を見極めながら考えてまいりたいと思います。

次に、第3番目の子ども政策について、第1点目の子ども手当の実施についてのご質問で、1つ目の「児童手当が残ったことに対する誤解として4月までに住民さんから問い合わせがあればどのような対応をするのか」というご質問についてであります。町としましては、国において「子ども手当の支給に関する法律」が成立、公布されますと、住民の方に対し詳細をお答えさせていただくものであります。それまでは子ども手当の概要を説明させていただく対応となるものです。

2つ目の「6月支給は間に合うのか」というご質問であります。「子ども手当の支給に関する法律」が公布され次第、子ども手当の対応システムを導入すると同時に、子ども手当支給対象者の方に対して案内通知及び申請書を郵送するとともに、申請受付を開始いたしまして、6月支給に対応するものでございます。

次に2点目の、「子ども医療費の軽減について」のご質問でございますが、0歳児から就学前児童を対象とする、乳幼児医療費助成制度は所得制限の有無について、ばらつきはあるものの、奈良県すべての市町村において実施をいたしており、本町におきましても、田原本町乳幼児医療費助成条例を定め、所得制限を撤廃し、対象年齢すべての乳幼児を対象として実施し周知されているところであります。子育て支援対策の一翼を担う重要な事業であり、乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図るものとして、子ども医療費の軽減については、入院にかかる医療費を小学校卒業までの児童を対象とする拡大を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

（教育次長 松原伸兆君 登壇）

○教育次長（松原伸兆君） 続きまして、3番目の子ども政策についての3点目の「児童・生徒の登下校時の安全について」のご質問にお答えいたします。

「登下校時における幼児・児童・生徒の通学路の安全確保について」の安全指

導・安全管理の周知徹底が図られるよう、校園長会でお願いしているところであり
ます。

通学路の安全点検を教職員や保護者（P T A）が定期的を実施し、要注意箇所
の把握・周知徹底を行うとともに、危険箇所の安全整備については、地域自治会
長・校園長・P T A会長より要望書が教育長等に提出され、関係機関等（警察・
県・公安委員会・建設課等）と協議し、必要に応じた整備を願っているところ
ですが、信号機・横断歩道の設置については、設置基準があること、及び設
置経費もかなりかかることから、警察から県公安委員会へ設置要望をしていた
だいております。

また幼児・児童・生徒を極力1人にしないという観点から、集団登下校や保護
者同伴等による安全な登下校や、幼児・児童・生徒の登下校を地域全体で見守
る体制の見守りボランティア等、地域の関係機関・団体と連携した取り組みも行
っていただいております。

平成20年・21年度の事故発生件数、及び危険箇所の安全確保のための要望
件数につきましては、事故発生件数が5件、危険箇所の安全整備要望件数は3件
であります。

事故発生件数5件のうち1件は、小学校1年生の集団下校途中に発生したも
のでした。県道の横断歩道を横断中に軽トラックにはねられたことから、後日、要
望書も提出されており、町・県・警察関係者と協議願ひ、奈良県公安委員会へ信
号機の設置の要望をしているところでもあります。また、危険箇所の安全整備の要
望についての横断歩道の移動、町道の舗装、白線の引き直し、ガードレールの設
置、危険等の看板の設置等については関係機関に依頼し、早急な対応を願ってい
るところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松本宗弘君） 古立議員、ちょっとすみません。住民福祉部長がちょっと
体調不良で、答弁を総務部長ないし参事で答えてもらうようにしておりますので、
それでよろしいですか。（「はい、結構です」と古立議員呼ぶ）

5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。

簡単に1、2点だけ、特に介護のことでお伺いしたいんですけども。配食サービスの件なんですけども。

我々もやっぱり年がいったから一番困るのは、やはり奥さんが亡くなられたときに食事をどうするのかということだと思うんです。ですから、何とかこの辺の配食サービスを民間業者のサービスを入れて町として考えられないか、ということをお伺いいたします。

それと、児童・生徒の登下校時の件でございますが、いろいろ保護者の方とかで点検をやっていただいていると思うんですけども、4月に新しく入学されてこられる方がたくさんおられると思うんですけども、その前に一斉点検する計画はあるかどうか、お答え願えますか。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） 今現在その実施は確かにやっておられません。ただ、広範囲でございますので、ちょっと厳しいかなと思います。私のほうはともかくとして、関係機関とか建設課とか、いろいろそういう中で協力いただきながら点検していきたいと。しかし、現在要望箇所等も把握しておりますし、学校の安全マップも出ておりますので、できるだけ危険な箇所はPTAの要望に対して応えているような現状でございますので、4月の前に点検というのは、ちょっと現時点では厳しいかなと思っておりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 配食サービスの民間業者への委託ということのご質問でございますけれども、この部分につきましては、現在はサンライフ、奈良ヘルスケアシステム、並びに料理かしばに一応委託をして配食をさせていただいているというのが現状でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。すみません、もう1つだけお聞きしたいんですけども。

先ほどお尋ねいたしました、高齢者のための安心カード、これは市町村の動向

を見ながら検討していきたいという回答をいただいているんですけども。こういうことはそんなに金がかかることではございませんので、やはり実施していただいたら大変町としても老人にやさしいまちづくりができるのと違うかなと思いますので、一応私の提案として述べさせていただきます。

以上です。回答は結構です。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、5番、古立議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後1時31分 休憩

午後1時32分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

続きまして、11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 議長のお許しをいただきまして、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

1項目めといたしまして、中学校給食についてお尋ねをいたします。

平成14年3月議会でお弁当もしくは給食が選択できる選択制給食制度の導入についての一般質問から8年、何度か中学校給食について質問をさせていただきました。愛情いっぱいのお弁当の中にも、それぞれの家族の事情のドラマがございます。さまざまな家庭環境があり、「中学校給食を実施してほしい」との保護者の方々から中学校給食に対して一番多くの要望、期待をいただいているのも事実でございます。この8年の間に奈良市を始め近隣の市町村でも中学校給食が実施をされております。

1889年（明治22年）に山形県鶴岡町（現鶴岡市）の私立で始まったとされる学校給食、1954年（昭和29年）には学校給食法が制定されて、学校教育に位置づけられ、今では94%の児童生徒が学校給食を受けています。

2005年6月に成立をいたしました「食育基本法」や、2004年に制定をされた「栄養教諭制度」の導入を受けて、2008年6月に「学校給食法」が改正をされ、2009年4月より施行されています。1954年に学校給食法が成

立して以来の大きな改正となりました。

世の中の変化に伴い、家庭、家族のあり様、働き方も変わり、子どもたちだけではなく、大人も含めて健康な心身のための食のあり方が問われるようになりました。

学校における食育を推進していく上で重要な役割を担っていく学校給食について再度お考えをお聞かせください。

以前の質問において町長を始め教育委員会の方々の京都市への視察、及び検討委員会も要望させていただき、前向きにご答弁をいただきましたように理解しておりますが、その点についてもお聞かせいただきたいと存じます。

2項目めといたしまして、「安全安心のまちづくり」。

1. 住宅用火災警報器（住宅用防災機器）についてお尋ねをいたします。

消防法及び火災予防条例の改正により、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられました。新築住宅においては平成18年6月1日から、既存住宅においては市町村条例で定められています。

本町では山辺広域行政事務組合火災予防条例により義務化開始月日は平成21年6月1日からとなっております。全国の住宅火災による死者数は、平成15年以降毎年連続して1,000人を超え、その原因の6割以上が「逃げ遅れ」によるものとなっております。また、死者数のうち65歳以上の高齢者が約6割を占めており、特に午後10時から午前6時までの就寝時間帯に発生した火災で多くの方が亡くなっています。これらのことから住宅火災による死者を減らすため、火災の発生をいち早く知らせる「住宅用火災警報器」の設置が義務化されました。最近も新聞、テレビなどで火災の報道をよく見かけますが、住宅火災による死者が後を絶ちません。高齢者とともに子ども、幼児が犠牲になり、悲惨な結果が多く目につきます。

アメリカでは1970年代後半には火災によって約6,000人の死者が発生しましたが、2002年には住宅用火災警報器等の普及率が90%を超え、死者数が3,000人弱とほぼ半減をしています。イギリスにおいても同様の傾向が見られます。日本の住宅火災においても住宅用火災警報器等が設置されていた火災と、設置されていない火災を住宅火災100件当たりの死者数で比較をいたし

ますと、設置されていた場合には約3分の1の死者数となっております。住宅用火災警報器の設置は、建物火災の多くを占める住宅火災の発生の抑止という面では効果が十分発揮されていると思われまます。本町の火災発生の抑止、また発生したとしても被害を最小限に抑えることができる、「安全安心のまちづくり」のために下記の4点をお尋ねいたします。

①住宅用火災警報器の設置率について

②住宅用火災警報器の設置による火災発生の抑制効果をどのように分析されているかについて

③住宅用火災警報器のさらなる設置推進についての取り組みについて

④一定条件での補助制度について

ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

2、AED（自動体外式除細動器）についてお尋ねをいたします。

AEDは2004年から一般市民の使用が可能になりました。総務省消防庁の全国調査によれば、突然に心肺停止した人を市民が目撃した際に、心臓に電気ショックを与えて救命するAEDを実際に市民が使ったケースは、2008年の1年間で約2%に留まっていることが明らかになりました。厚生労働省研究班によるとAEDの設置台数は約20万台、これは2008年12月現在の数字でございます。4年前の30倍に達したそうです。医療機関や消防署以外では、市民が使える場所として公的施設や商業施設、マンションなどにも年々設置数が急増する一方で、周知が進まず、使用に不安を抱く人も多いことなどが挙げられています。

そこでお尋ねいたします。

本町のAEDの設置状況と普及推進について下記の4点をお尋ねいたします。

①本町のAED設置状況、その設置場所の町民への周知状況について

②有効期限があるバッテリーなどの点検状況について

③利用状況について

④AEDの講習の実施状況について

ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

3、近鉄田原本駅に町が運営する「防犯ステーション『まちばん』」の設置に

ついて質問をさせていただきます。

田原本町の玄関口でもあります田原本駅、西田原本駅周辺の整備も進み、駅前広場の完成も間近となりました。近鉄田原本駅西側に改札口ができたことで、西田原本駅との連携もよく、混雑も緩和されて、人の流れがスムーズになったように思われます。ここに至るまでには長期にわたっての関係各位の皆様の並々ならぬご苦勞とご尽力の賜物と、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

3月1日からは自転車の放置禁止区域も定まり、区域内の自転車においては撤去させていただくことになりました。また、今後も駅前広場を核として、引き続き駅周辺再開発に取り組んでいくことにもなります。多くの方の思いにあふれた駅前広場が完成して、ご利用いただく皆様の安全確保のためには、本来なら当然交番があつてしかるべきだと思いますが、現状では交番が設置できないと伺いました。警察官経験者の方々に交代で駐在していただき、立ち番や警察署との連携や防犯パトロール隊の立ち寄り所となることで、町民や駅利用者の安全確保と犯罪防止が期待される「防犯ステーション『まちばん』」を設置していただきたく質問をさせていただきました。ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

以上で壇上にて私の一般質問を終わらせていただきます。場合により自席にて質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

（教育次長 松原伸兆君 登壇）

○教育次長（松原伸兆君） 11番、松本美也子議員の1番目の中学校給食についての質問にお答えいたします。

中学校給食の導入につきましては、先ほど西川議員の質問にご答弁申し上げましたとおりでございます。

また、先の質問に対する対応につきましては、学校給食のあり方にあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） ご質問の2番目、「安全安心のまちづくりについて」

の火災警報器についてお答えいたします。

災害や犯罪はいつどこで起きるかわかりません。我が身と家族の生命・財産を守り、地域社会の平穏な生活を守るためには、一人ひとりが防災・防犯対策をしっかりするとともに、地域ぐるみで災害や事件や事故に強いまちづくりに取り組むことが大切でございます。本町の平成20年度の建築基準法第15条第3項の規定に基づきます住宅の火災発生件数は2件で、今年度は今日現在で2件でございます。

議員お述べのとおり、平成16年の消防法の改正に伴いまして、すべての住宅に火災警報器の設置が義務化されました。新築住宅については平成18年6月1日より、また既存する建物については平成21年6月1日より設置が義務づけられたところであります。

まず、1点目の「住宅用火災警報器の設置率について」は、昨年8月に実施された総務省統計局の住宅・土地統計調査では、22.9%でございます。

次に、2点目の「住宅用火災警報器の設置による火災発生の抑制効果をどのように分析されているのかについて」は、全国的に住宅火災による死者数が近年増加傾向にあり、特に高齢者の死者数が急増していることは十分承知をしております。このような事態を踏まえて、国は住宅火災による死者の低減または抑制を図ることを目的に、住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付ける消防法の改正を行いました。住宅用火災警報器は火災の発生を24時間監視し、火災が発生したことを素早く察知できれば、いち早く避難することが可能となり、命が助かる可能性も高くなり、住宅火災の死者数が半減する効果がございます。

次に、3点目の「住宅用火災警報器のさらなる設置推進についての取り組みについて」は、本町におきましても、消防法の改正に伴い、山辺広域行政事務組合火災予防条例によって設置の基準が定められており、住宅用火災警報器の設置による火災発生の抑制を図る対策として、自己の責任分野である一般住宅に住宅火災警報器等の設置と維持について義務づけたものでございます。本町におきましては、町広報・ホームページ等により啓発を行っているところでございます。今後とも全世帯において設置していただくよう、あらゆる機会をとらえ啓発していきたいと考えております。

次に、4点目の「一定条件での補助制度について」は、火災警報器設置の補助制度につきまして、現在のところひとり暮らし高齢者の方など、あるいは要援護者の方などへの補助制度はございますが、各住宅への補助制度は予定しておりません。

住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは、行政の最も基本的で重要な役割であります。火災予防対策を磯城消防署と連携し火災の発生を防止するとともに、初期消火の徹底、事業所を始めとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対して火気の取り扱い等の啓発活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「AED」の質問についてお答えいたします。

1点目の「本町のAED設置状況、その設置場所の町民への周知状況について」は、平成18年度より町役場、保健センター、青垣生涯学習センター、中央体育館、ふれあいセンター、老人福祉センター、磯城休日応急診療所、各小中学校に設置し、町広報及び広報用立て看板により周知いたしております。

次に、2点目の「有効期限があるバッテリーなどの点検状況について」は、バッテリーなどの点検については2～3カ月に1回、町施設は職員により実施し、ふれあいセンター・老人福祉センターは指定管理業者に、各小中学校においては先生方をお願いをいたしております。

次に、3点目の「利用状況について」は、すべての施設で、設置後の使用はございません。

次に、4点目の「AEDの講習の実施状況について」は、職員の講習は年1回、各小中学校では年2回の講習を実施しております。いどこで起きるかわからない不測の事態に対処するためにも、また、住民や子どもたちの大切な命を守るためにも「AED」を有効に活用することができるよう、普及啓発に努め、講習会を推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森島庸光君 登壇）

○産業建設部長（森島庸光君） それでは3番目、「近鉄田原本駅に町が運営する

防犯ステーション『まちばん』の設置について」のご質問にお答えさせていただきます。

近鉄田原本駅の駅前広場には、ターミナルとしての機能があり、多くの人が集まるところでございます。近鉄田原本駅は1万3,300人、西田原本駅5,252人の乗降客で、1日約1万8,552人が利用され、県内の近鉄92駅中、田原本駅及び西田原本駅の乗降客数は13番目に位置し、多くの人が駅前広場を利用されます。駅前整備事業にあたり、平成16年2月10日付けで田原本A校区自治連合会長名、及び当時の田原本駅西第一地区市街地再開発準備組合長名で、田原本警察署長及び田原本町長あてに交番設置の要望書が提出されております。

本町といたしましても、平成19年4月、平成20年4月に田原本警察に対しまして交番設置の願いをさせていただいた経緯もございます。一方、田原本警察署におきましては、警察再編の流れの中で再編の対象となっていること、及び田原本駅周辺につきましては千代交番のエリアになっており、千代交番は平成2年に新築され、経過年月が20年とまだ耐用年数があること等から、現時点では駅前に交番を設置するのは難しいとの返事でもございました。

今回、松本美也子議員がご提案いただいた町営の防犯ステーションにつきましては、町民の安心安全の観点からは有効な手段の一つであると考えられます。しかし、設置に際しましては、当該施設の位置づけ、警察との協議、場所、人件費、維持管理に対する費用等、数多くの課題がございますことから、現時点では『まちばん』の設置は考えておりません。

本町といたしましては、近い将来予定されております警察再編の機会をとらえ、公の施設である交番設置に対して再度警察当局に強く要望させていただく考えでございます。また、駅周辺に対するパトロールの強化を引き続き警察に申し入れていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございます。

少し自席でもう一回の質問、長くなりますが。質問箇所が多いので、2回目でも自席での質問ですので、1回目を通して質問させていただきますので、ご了承く

ださい。

まず、給食に関してでございますが、先の質問に対する対応につきまして、「学校給食のあり方にあわせて検討してまいりたいと考えております」というご答弁をいただいたんですけれども。これは私が「京都市への視察及び検討委員会の設置についてお聞かせください」との質問に対する答弁なのかという確認と、それと学校給食を含めて、学校給食に対して検討をしてまいりたいという、先の議員さんへのご答弁でもありましたですけれども、今回予算の中に、この検討委員会に対する予算が上がってないと思うんですけれども。ということは、検討というのはどういう検討なのか。検討委員会を立ち上げて検討していただくのか、少し具体的にお答えをしていただきたいと思います。そして検討していくのは、いつからいつまでに検討して答えを出していくのか、そして検討がどういう結論が出れば中学校給食の導入の方向に向かって考えていただけるのかというところも含めてお願いをしたいと思います。

食育は、先の西川議員の答弁にも教育長がご答弁いただいた中で、本当にこの学校給食が食育を通して大事な観点であるということもお聞かせいただきました。

その中でですけれども、1点気になった箇所がございます。「給食を実施しますと、搬入から配膳、後片づけと、現在の弁当以上に時間が必要になってまいります。授業や部活動の時間への影響と、給食指導における教職員の指導負担増も含み、慎重に検討する必要がある」というふうにご答弁いただきました。これは、その前に新学習指導要領において授業時間が増加されると、だからこの給食を実施すると時間が足りないような答弁でございましたが、これはちょっと私、全国で90何%の中学生給食が行われている中で、この平成23年度から行われる新学習指導要領におきましても全国で行われるわけでございます。うちだけが行うというものでもないと思います。確かに各学校で聞いてまいりますと、「お弁当は10分で済みます」と、学校の先生方が中学校給食、小学校の自校でやられている給食のように、先生がそこについて見ることもありませんし、先生のリスクはかなり少ないですし、いろんな形で、先ほどの西川議員の自席の質問の中にも文章でもありましたように、給食費の徴収におけるの苦勞とか、そういう面を考えますと、お弁当が、こういう言い方をしたら弊害があるかもしれないですけど、

学校側に、先生方に関してはすごい楽な状況でございます。給食になりますと、1時間近く配膳から時間がかかるのは当然でございますが、このことを理由に上げられている。このことも検討のあり方について、この2点で。これが後者になるんですけど、先きの1点目とあわせて、またこの2点の検討のあり方について、このことから検討していくということだったんですけれども、ここのところをもう一度尋ねたいと思います。

給食のセンター方式というのもありますし、それと提案させていただいた弁当と併用の選択制の給食制度の、もし予算のシミュレーションができていのであれば、どれだけの財政が必要とお考えなのか、そのことも含めて再度お尋ねをさせていただきたいと思っております。

そして、安心安全のまちづくりについてでございますが、火災警報器の1番、設置率を今伺いさせていただきました。これはどのように把握されて設置率が出たのか、その方法について再度お聞かせいただきたいと思います。

そして3番でございますが、「あらゆる機会を通して啓発していきたい」との答弁をもう少し具体的にお答えいただきたいと思います。

そして4番、一定条件の補助制度ということで、高齢者の方や障がい者の方の補助制度があるというふうに今ご答弁いただきましたが、具体的に金額的な面も含めてお聞かせをお願いできればと思っております。

2番目のAEDでございますが、本町のAEDの設置状況、その設置場所の町民への周知の状況についてお尋ねしたところ、今ご答弁いただきました。

その中でございますが、この間の朝日新聞の平成22年2月15日の夕刊にあります『救命AEDはどこに』ということで。これは大阪府交野市の医師の吉田雅代さんという方が異変に気付いたのはコンサートの開演直前だったと。この公演会場で意識をなくした中年女性が倒れたと。突然の心肺停止と判断して、周囲の協力を得て心臓マッサージ。そして会場スタッフにAEDを持ってきてと頼んだ。だが時間がかかり、ようやく届けられたのは約10分後、AEDを使った救命処置もむなしく、心拍は戻らなくなると。後から意外な事実がわかったのは、会場内には4台のAEDが設置されており、うち1台は現場から走って1～2分のところにあったと。もっと早くAEDが到着していればという後悔の思いをし

ているというふうにあります。

施設にAEDがあるのは周知されてると思うんですけど。それがじゃどの部屋にあるのか、どの場所にあるのかということをもう少しきちんと周知していただきたいと思うんですけど、その取り組みについて、また具体的にお答えいただきたいと思います。

それと2番目の有効期限のあるバッテリーの点検状況。今、各所で点検をしていただいていることをご答弁いただきました。これについて点検をされた年月日をお教えいただきたいと存じます。

そして4番目のAEDの講習の実施状況ですけれども。今後も講習の範囲を広げていかなければいけないと思うんですけど、予定があればお教えいただきたいと思います。

そして最後、近鉄田原本駅の「まちばん」の防犯ステーションの設置の件ですけれども。千代交番の耐用年数は何年なのか、わかっている範囲でお聞かせいただきたいと思います。また、「近い将来警察再編の機会をとらえて」というふうにご答弁をいただきましたが、「近い将来」というのはいつごろなのか、それで何年ぐらい先で、公の施設である交番設置が可能かという見通しを立てているのかということ、以上、ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） それではご質問に対してお答え申し上げます。

まず1点目の検討委員会、議員が以前にご質問されました検討委員会、あるいは先進地の視察ということでございますけれども。

これにつきましては、この「学校給食のあり方にあわせ検討してまいりたい」ということで、これを含んでおりますということでご理解ください。

それと、学校給食全体の予算は本年度計上してないということでございますけれども、まだ内部的に検討していきたいと。例えば施設をどうするか。施設は、先ほどおっしゃったように自校方式、あるいはセンター方式もございますので、田原本町はどれが合っておるのかということ、まず内部的な役場職員による形で検討してまいりたいというふうに思っております。それが平成22年度で方向性を道につけていきたいと思っております。予算を計上してないのはそういうこ

とでございます。

それから西川議員のご質問に対する中の一部でございますけれども、給食実施を慎重にと。

先ほど申しましたように学習指導要領が変わってまいりまして、先生方に負担がかかるだろうと。ただ、田原本町の中学校につきましても、建築当時から給食を取り入れておりませんので、そういう部分、先生方が結局給食になじんでおられる、なじんでおられないという部分もあるかなと思いますので、指導要領でやっぱり時間帯も変わってきますので、その辺をしっかりとらえて先生方にご理解をしていただくと。したがって施設と、いわゆるハード面とソフト面を併行して考えていきたいというふうに考えておりますので、先ほどそういうご答弁をさせていただいたことでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

まだありますか。

○議長（松本宗弘君） センター方式と。（「予算とセンター方式と、それから選択性給食制と」と松本美也子議員呼ぶ）

○教育次長（松原伸兆君） それにつきましても、まだ先ほど申しました自校方式か、給食センターに行くのかというのは、この田原本町がどれが一番即応しているのかということをあわせて検討するというので、それを1年間設けさせていただいてます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） お答えをいたします。

設置率につきましての詳細でございますけれども、私ども、これは消防署のほうからの資料、総務省統計資料としていただいた部分でございます。

そして、あらゆる機会を通じて具体的にどういうことだと、こういうご質問でございますけれども、これにつきましては9月9日が救急の日ということで、毎年1回は当然来るわけでございますので、そういう機会に重点的にやって、町民の皆様に周知をしていきたいと、このように思っております。

そして設置場所の周知の具体的な部分でございますけれども、これにつきましては看板等を設置しておりますので、それで大体わかっていただけるかと。そして、その看板があるすぐそばにその機械、AEDの機械を設置していると、こう

いうことでございます。

それと点検につきましては、その日にちまではちょっと今手持ちがございませんので申し上げられませんが、2カ月か3カ月に一度点検をし、2年で耐用年数がきますので、バッテリーの交換をさせていただいてると、こういう部分でございます。

それと講習の拡充につきましては、あらゆる職員研修等を通じまして、そういうAEDの必要性につきまして、今後十分に周知を図ってまいりたいと、このように思っております。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） まず、千代交番の耐用年数でございますけども、これは警察の話でございましたから、ちょっと不確かな聞き方もありましたですけど、約30年というふうに当時お聞きしたと思っております。

それから、警察の再編の時期につきましては、ちょっと今我々のほうでははっきりとしたことはわかりませんが、そういう機会をとらえてさらに要望したいということでありまして、その実現性につきましては今のところ、まだ不確かでございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） もうあと1～2点だけ、再度お尋ねをさせていただきます。

この住宅用火災警報器のさらなる設置推進についてでございますが、やっぱり田原本町の高齢化率がかなり高くなってまいりました。高齢者のひとり暮らし、また高齢者ご夫婦でお住まいの方、単独で息子さんとは別にお住まいになっている方に関しては、なかなか警報器を買いに行つて自分たちで設置する、簡単であってもなかなか大変だと思います。一番大事なこの部分に設置率を高めていかなければいけないと思いますので、やっぱり民生委員さんなり、そして長寿介護課、そして社協さんも含めて連携をしっかりとっていただいて、訪問もしながら設置、また設置のお手伝いができるような形で推進をお願いしたいと思います。これも要望にとどめさせていただきます。

すみません、一定条件での補助制度の補助に関してももう少し具体的に聞かせていただきましたかったですけど。ここの答弁、再度お願いします。漏れていたと思います。

そして駅前なんですけども。私は駅前整備事務所が、あそこに駅前ができれば撤退するというふうに伺いましたけども、ここを近鉄さんと再交渉していただいて、利用していただけないのかという思いもございます。今お聞きしましたら、耐用年数は30年間と。また、警察の再編も年数も定かにわからないという状況の中で、これだけいろんな形で駅前を整備をしていただいたにもかかわらず、やっぱりそこに交番所、また交番所のようなものがなければ、やっぱり大変安心安全ができないかと思えます。

自転車に関しても先ほど質問の中で言わせていただいたように、そういう場所もきちっと明記をされて、広報でも周知をして、駅前の禁止区域も設定をされております。でも、そこにそういう常時チェックをする者がいなければ、またそれもどうかと思えます。いろんなことがやられていながら、それがやっぱり交番があり、また「まちばん」があつてこそ、そこで連携をしてきちっと決まってくるものが、それがしっぱなしという、言葉にはすごい悪い言い方ですけども、じゃ何か起こったときに、そこにあつてすぐ対処できるのと、交番所から来るのと、田原本警察から走ってくるのと、やっぱり間に合う、合わないこともあるかと思えますし、そこに「まちばん」があつて、青色パトカーなりそこに常時止まっていたとしたら、それも防犯になるかと思えますので、その辺、もう1点だけ。それとさっきの具体的な数字をお聞かせください。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） この高齢者に対する補助でございますけれども、現在65歳以上の方につきましては64件あるわけなんですけれども、それにつきましては全額を補助という形で設置をさせていただいております。

今後あらゆる、そういう部分の機会を通じまして、先ほども議員お述べのように介護保険等の事業展開、また社会福祉協議会等々の事業展開の中で連携を保ちながら、必要な高齢者につきましては実施をしていきたいと、このように考えております。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） どうもいろいろご意見いただきまして、ありがとうございました。駅前の安全対策、防犯も含めて安全対策について、いろんな面から考えていきたいと思えます。1つは防犯カメラの設置も今考えておりますので、それも1つの抑止効果かなと思っております。

それから放置自転車の話もちょっとありましたですけれども、ちょうど1日、きのうから条例が施行いたしまして、職員で早速見回りをいたしまして、十数台引き上げました。それで1台だけ夕方取りに来られたという実績でございます。残りの十数台は、まあ見た目、ほぼもう放置されっぱなしの自転車であろうかなという想定で現在保管いたしております。ちょっと報告をいたしておきます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、11番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。続きまして3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 議長の許可を得て一般質問を行います。

食育について。

先日、「たのしく わらって もりもりとるよ！すくすく子ども育成プラン」をいただきました。『食』は命の源であり、人間が生きていく上でなくてはならないものです。特に、生活習慣の基礎をつくる時期である子どものころの食は重要です。しかし近年、少子化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、子どもの朝食の欠食や、こ食などの食習慣の乱れ、肥満傾向児、過剰な瘦身思考などの問題が増加しています。また、安易に食べ物が手に入る生活環境や、生産に触れる機会の減少により、食べ物を大切にする心が失われつつあります。そこで田原本町においても、心身ともに健やかに生きるための基礎を培う次世代を担う子どもたちを対象に、家庭・学校・地域等のさまざまな分野において食育にかかわる関係機関、団体と連携し、すくすく子どもプランを策定しましたと記されています。私も全く同感です。子育ての中で食育は重要です。本来家庭が中心となるわけですが、学校での昼食、家庭環境の変化、仕事や食習慣の乱れなどもあり、国を挙げて取り組む必要性が高まっています。

私は、「すくすく子ども食育プラン」を読ませていただきました。そこで「あれ？」

と感じたことは、中学生の食育が全く抜けていることです。第4章の＜2＞「関係機関、団体、町の具体的な取組み」に中学校がありません。数値目標もありません。そもそも「田原本町食育推進計画」検討委員会に中学校の先生が参加されていませんでした。どうしてでしょうか。田原本町食育推進計画の上位計画である奈良県食育推進計画には、次のような資料が載っていました。

朝食欠食の割合、「食べない日が多い」と「ほとんど食べない」は、小学生の全国平均が3.1%なのに、奈良県は9.8%、中学生の全国平均が6.6%なのに、奈良県は15.6%、「こ食の割合」は、小学生の男27%、女24%、中学生の男50%、女47%と、他府県よりひどい現状。その中でも中学生のほうが大変である状況が示されていました。このことを踏まえて保育園、幼稚園、小学校だけでなく、中学校でこそ食育が大切であること、必要であることを物語っています。

奈良県食育推進計画の中で、具体的な取組みの中には、「学校給食の充実」として、「学校給食の一層の普及・学校給食を生きた教材として活用」と記されています。田原本町で中学生の食育をどう考えておられるのか、町長のお考えをお聞きしたく次の質問をします。

- 1、中学生の朝食の摂取状況はどうなっていますか。
- 2、中学生の昼食の摂取の現状はどうなっていますか。具体的にお願ひします。
- 3、町長は中学生の食育についてどのように考えておられますか。

育ち盛りの中学生を町の次代を担う世代として支援することは、町の大きな責務です。今一番食育を必要とする中学生に町の責任を果たすよう、町長の積極的な姿勢を示されることを求めて一般質問を終わります。場合によりましては、自席で質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 3番、森議員のご質問にお答えをいたします。

食育について、「田原本町で中学生の食育をどう考えておられるのか」についての3点目、私は「中学生の食育についてどのように考えているのか」というご質問でございますが、中学生の食育に関し、一番の問題点は「朝食の欠食」であり、こ

れが将来の生活習慣病につながっていると考えられます。

中学校における食育指導は、平成20年度に学校ごとに「食に関する指導の全体計画」が作成され、既に取り組みがなされておりますが、町といたしましても、家庭・学校・PTA・家庭教育学級等のさまざまな分野において「食育」にかかわる関係機関・団体とも連携を図りながら中学生に対する食育を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） ご質問にお答えいたします。

食育について、「田原本町で中学生の食育をどう考えておられるのか」についての第1点目の「中学生の朝食の摂取状況はどうなっていますか」の質問にお答えいたします。

最近アンケートの調査はしておりませんが、平成21年度全国学力・学習状況調査の「朝食を毎日とっていますか」との問いに対して、「とっている」が89.8%、「とっていない」が10.2%であります。

第2点目の「中学生の昼食の摂取の現状はどうなっていますか」については、中学校は弁当食であることから、99%が弁当を持参しております。田原本中学校においては、業者によるパンの販売も行っており、必要に応じ生徒が購入しております。

次に、「田原本町食育推進計画」検討委員会に中学校の先生が参加されていませんでした。どうしてでしょうか」とのご質問についてであります。一般的に「食育」の対象者に年齢要件はなく、赤ちゃんから高齢者まで、あらゆる世代の国民に必要なものではあります。今回の「すくすく子ども食育プラン」策定に当たり、成人または高齢者につきましては、「健康たわらもと21計画」や「介護保険事業計画」等の中で既に明記されていることから、重複を避けるため、あえて「子ども」に目標を絞り策定したものであります。

また、「中学生の食育」について検討委員会では、「子どもの生活習慣病予防調査報告書」、「児童生徒の健康状態サーベイランス事業報告書」及び「奈良県にお

ける児童生徒の食生活等実態調査報告書」等の調査報告により中学生の食の実態や問題点の把握が可能であったことから、中学校の先生については要請をしなかったものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ご答弁ありがとうございました。ここでちょっと食育について、少し詳しく踏み込んで説明させていただきたいと思います。

子どもや若年層に多い乱れた食生活を表す言葉として注目を集めているのが、「こ食」です。こ食には6つあります。

ちょっと、あちらこちらに見えるようにしてください。

（吉田議員より「孤食」と書かれた用紙を掲示する）

こ食という、この文字の孤食は、一人で寂しく食べることです。

（吉田議員より「個食」と書かれた用紙を掲示する）

2番目のこ食は、家族それぞれがばらばらに好きな物を食べることです。

（吉田議員より「固食」と書かれた用紙を掲示する）

3番目のこ食は、食が固定化し、好きな物、同じ物しか食べないことです。

（吉田議員より「小食」と書かれた用紙を掲示する）

4番目のこ食は、食欲がなく、食べる量が少ないことです。

（吉田議員より「粉食」と書かれた用紙を掲示する）

5番目のこ食は、パンやうどんなど、粉を使った主食ばかりを取ることです。

（吉田議員より「濃食」と書かれたパネルを掲示する）

最後の6番目のこ食は、中食、外食などが増えたことにより、濃い味を好み、微妙な味の差がわからなくなることとされています。

以上です。ありがとうございました。

中学生の朝食の摂取状況についてですが、ご答弁の中で、「最近アンケートの調査はしてありませんが」とありました。これは私の提案ですけれども、定期的に、例えば1学期ごととかに、生徒から朝食に関するアンケートを取ることなどをしてみてもどうでしょうか。アンケートを実施することにより、子どもも親も朝食への自覚が高まり、先生方も子どもの生活や健康状態が把握できるのではないかと

と思います。

それから2番目の中学生の昼食の摂取の現状ということですが、私の調べたところによりますと、北中学校の生徒数は、今は333名おられるということで、パン屋さんは入っておらずに、ほとんどの子どもが弁当を持参されているということで、弁当を忘れてきた子どもは家族が後で届けに来られるという場合もあるということです。

田原本町中学校のほうは531名で、パン屋さんが入っています。オール5クラスでパンを買う子は1・2年生で1日1人から2人、3年生で1日2～3人ということで、合計1日平均25人前後の生徒がパンを買っているとのことでした。

私は、弁当もパンもなく昼食を抜いている子がいないのかと心配でしたが、「昼食時には、担任が教室で子どもたちと一緒に弁当を食べているので、弁当を持参していない子がいるかどうかは把握しています」とお聞きして安心しました。また、食育に関しては「学級で学習したり、月1回発行している保健だよりに食育に関する記事を載せたりしています」ということを見せていただきました。

しかし、弁当はどうしても子どもの好きなものばかりを入れてしまう傾向になり、食のバランスは崩れてしまうと言っても言い過ぎではないと思います。町としてもご答弁の中で、「食育にかかわる関係機関、団体とも連携を図りながら、中学生に対する食育を進めてまいりたい」とおっしゃっていただいておりますが、本当に進めていただきますようお願いいたします。

育ち盛り、伸び盛りの、中学生のこの大切な時期こそ食育に力を入れていただきたいと強く思いますので、よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（松本宗弘君） 答弁はよろしいですか。（「はい、よろしいです」と森議員呼ぶ）

以上をもちまして、3番、森議員の質問を打ち切ります。続きまして9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） 私が最後ですので皆さんお疲れだと思いますが、もう少しお付き合い願います。よろしくお願ひいたします。

議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。大きく分けて2つの質問をしたいと思います。

1つは官製ワーキングプアについてです。

今、働く人の中でパート、派遣、契約社員などの非正規労働者が増えています。2008年の集計では、雇用者数5,159万人のうち、非正規雇用者は1,760万人、実に34%以上の人非正規雇用者になっています。年収200万円以下の雇用者は1,067万人です。一昨年のリーマンショック以来、生産と需要のギャップが拡大する中で、非正規雇用者は次々と解雇され、この2年、12月には仕事も住まいも奪われた人たちが溢れ、年越し派遣村が営まれる異常な事態となりました。ところが、雇用者の収入は増えるところか賃金を値下げされ、税金や保険料は値上げされ、生活は苦しくなるばかりです。安くしないと売れない、生活防衛のため安いところを探して人が集まるのが常態化し、デフレスパイラルに陥っています。その結果、多くの人たちは明るい将来を展望できない状態になっています。このような事態を招いた一番の原因は正規雇用者を非正規雇用者に切り替えることで莫大な利益を上げてきた大手企業が、景気悪化を理由に率先して非正規雇用者を解雇したことです。「雇用者を守る」という、これまでの会社のモットーが希薄になっています。本町でも集中改革プランを実践する中で職員数の削減が行われてきました。その一方で、たくさんの臨時職員、日々雇用職員などが雇用されています。

そこで質問します。現在雇用されている非正規職員が何人おられるのか。臨時・日々雇用など雇用形態別に示されたい。

「企業は人である」と言われます。優秀な人材が豊富な企業ほどよい企業ということです。私は地方自治体も同じだと思います。24時間、田原本町のことを考える職員がいて初めて町の仕事が成り立ちます。正規と同じ仕事をしているのに賃金は安い、一時金がない、交通費が出ない状態。また、恒常的業務を担っているのに有期雇用契約で、来年は雇い止めになるのかと不安な中で働いている状態。

このような状態で働いていると、働いている本人にとっても、雇用している町にとっても、大きな損失につながります。公務労働に求められる専門性・総合性・継続性・安定性・公平性などを阻害します。せっかく習得した知識や能力を無駄にすることになります。地方公務員法には、恒常的な業務は正規職員が行うことを基本

として臨時の職等を限定的に任用することを定めています。

そこで質問します。本町では恒常的業務を非正規雇用者に行わせている実態はありますか。

公共サービス基本法第11条には、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関して必要な施策を講ずるよう努める」とあります。優秀な人材を確保する、優秀な人材に育て上げるためにも非正規職員を正規職員に雇用換えすることが大切です。集中改革プランにとられることなく、必要な人材を確保し、住民サービスを向上させることを求めます。そして町長の所見を示されるようお願いいたします。

官製ワーキングプアの2番目は、町が発注する工事や業務委託等を通じてワーキングプアをつくらないことです。

これまでは、工事の入札となると予定価格の90%を越える金額で落札されてきましたが、最近では仕事が少ないことが影響して低入札競争が生じています。公共工事の品質を確保するには、現場の施工体制・施工に携わる技能労働者の役割が大切です。技能労働者の直接雇用、賃金・労働条件の確保がなされているか、発注者の責任で確認することは当然です。また、下請け、孫請けも行われています。下請振興法には下請単価の下請基準として「合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする」と明記されています。奈良県は、中小企業支援のため、県内企業の実態調査を詳細に行い、現場労働者の実態調査も行うことを打ち出しています。

そこで質問します。請負契約を締結する際に賃金労働条件を確認する、下請企業名だけでなく、契約内容を確認して発注者の責任を果すよう改善するつもりがあるのか答弁願います。

町は町内最大の事業主体です。町が発注する公共工事や業務委託が地域経済に大きな役割を果しています。今、地方自治体が事業を発注する際に生活できる賃金など、人間らしく働くことのできる労働条件を確保する見地が注目されています。本町がワーキングプアを生み出さない町を宣言し、職員の待遇と公共工事の下請けを

も含めた雇用環境に責任を果すことを切に求めるものです。

2番目の質問に移ります。下水道の普及についてです。

本町は、「下水道はトイレの水洗化・汚水処理、また公共用水域の水質保全等による快適でうるおいのある生活環境に極めて大きな役割をもつ都市施設です」と位置づけ、積極的に取り組んでこられました。平成20年度末の人口普及率は87.6%、面積進捗率は69%に達しています。この事業には莫大な資金が投入されてきました。起債残高は今年度末には120億円に達し、普通会計の起債残高に肉薄します。

そこで質問します。この間の接続状況はどうなっていますか。接続可能世帯数と接続済み世帯数を示されたい。

私の家にも昨年3月に下水道マスが設置されました。次の汲み取りのときに下水道にしようと思っていましたので、今年の1月やっと下水道に接続しました。しかし、近所を見てみるとマスが設置されてからほぼ1年たっているのですが、下水道に接続されているのは数軒です。実際に下水道に接続してみて変わったという実感はあまりありません。簡易浄化槽や合併処理浄化槽を使用されておられる家庭では、下水道に接続する、しないで、生活に変化はありませんので、リフォームなどの機会がないと下水道に接続しようとならないのではないのでしょうか。

そこで質問します。接続に消極的な理由は何ですか。水洗化を進めるためにどのような取り組みをされていますか。今後どのような努力をされますか。

町広報には、「浄化槽の清掃をしましょう」と呼びかけられています。ということは、浄化槽の清掃をされていない方がおられるということだと思います。我々の住環境を維持し守るためにも、ちゃんとした運用・使用の仕方が大切です。そのためには各々の家庭に理解を求めることが重要です。浄化槽法では、浄化槽からの放流水の水質を担保するために、県は「浄化槽管理者に対して、相当の期限を定めて定期検査を受けるよう勧告や命令ができる。」と定めています。

そこで質問します。本町での定期検査の実施状況はどうなっているのでしょうか。

年輩の方の中には「今さら下水道にしなくても」と思っておられる方も多いと思います。浄化槽を点検・清掃する料金と下水道使用料との比較をしてみますと、水道使用量が少なくて下水道にしたほうが経済的な場合もあります。ところが浄化槽

の汲み取り料金は公表されていません。

そこで質問します。浄化槽の汲み取り料金は、なぜ公表されていないのでしょうか。

下水道は、生態系としての水環境の改善、都市環境の改善の問題、豊かな生活環境を実現するために進められている事業です。利用する私たちにとっても節水に努めればリーズナブルな制度です。広報に載せるだけでなく、あらゆる角度から、あらゆる機会を活用して普及に努められ、積極的に推進されることを求めまして、私の一般質問といたします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 9番、吉田議員のご質問の1番目、「官製ワーキングプアについて」の3点目「非正規職員を正規職員に雇用換えして、必要な人材を確保するのか」についてお答えいたします。

平成18年に「第4次田原本町行政改革大綱」を策定し、行財政改革に取り組んでおります。行財政改革の断行は、田原本町第3次総合計画に基づく新たなまちづくりを推進していくために必要な財源を生み出すために不可欠なものであります。具体的に示した「集中改革プラン」の職員定員の適正化では、事務事業の見直し、外部委託、任期付職員の採用、行政情報化の推進により職員数を抑制し本年4月1日に職員数を281人とする数値目標を達成できる状況でございます。今後とも引き続き、非正規職員、正規職員にかかわらず優秀な人材を確保し、住民サービスの向上を図ってまいります。雇用換えする考えは持っておりません。

なお、平成21年度で本プランは終了しますが、持続可能な行財政運営を図っていく新たな行財政改革大綱の策定も視野に入れながら、引き続き行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） それでは1番目、「官製ワーキングプアについて」の1点目「現在雇用されている非正規職員が何人おられるのか、臨時・日々雇用など雇

用形態別に示されたい」についてお答えをいたします。

平成22年1月末現在で週40時間以上のフルタイム勤務をする嘱託職員は2人でございます。臨時職員は25人でございます。日々雇用職員が13人で計40人でございます。そして、週40時間に満たないパートタイム勤務の嘱託職員は3人でございます。日々雇用職員が計71人で計74人、合計114人でございます。

2点目の「本町では、恒常的業務を非正規雇用者に行わせている実態はありますか」についてお答えいたします。

職種別の主な業務では、幼稚園教諭が臨時職員で12人、日々雇用職員で9人、ごみ収集作業員・機械操作員が臨時職員で6人、学童保育所指導員が日々雇用職員で19人、給食調理員が日々雇用職員で18人、文化財技師が臨時職員で2人、遺物整理員が日々雇用職員で10人、学校いじめ不登校指導員が日々雇用職員で10人などでございます。

地方公務員法では、非正規職員を恒常的業務に従事させることについて明確に示されておりませんが、平成21年4月24日付けの総務省自治行政局通知、「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等については、臨時・非常勤の職が臨時的・補助的業務に従事するという性格であることが示されております。

本町における非正規職員の任用については、産休・育休期間中等の正規職員の欠員を補う臨時的業務、または事業の多忙な時期における一時的な人員増に対処する臨時的業務、もしくは正規職員の補助的業務であり、概ねこの通知に沿った運用を行っておりますが、今後とも任用について研究し対処してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森島庸光君 登壇）

○産業建設部長（森島庸光君） 続きまして、1番目の4点目、「請負契約を締結する際に賃金・労働条件を確認する。下請企業名だけでなく契約内容を確認して発注者の責任を果たすよう改善するつもりがあるのか」についてご答弁をさせていただきます。

一般的な町が発注する公共工事につきましては、入札により落札者が決定し、工

事請負契約を締結しており、契約後には、落札が妥当であるか確認するために見積根拠資料（工事内訳書）の提出を義務づけております。さらに工事の種別によっては、元請業者が工種別に下請契約を結んでいるところでございます。元請業者より下請承認願いが提出されれば、現場において施工体系図の記入を指示しているところでございます。

しかし、下請けの工事請負契約の写し等は提出されていないのも一部あるのが現状でございます。下請人に関する事項として、下請契約した工事の内容、施工に必要な建設業許可業種、配置技術者の氏名と資格内容について書類の提出を求めているところでございます。

今後につきましては、契約書等の写しの提出を求めていきたいと考えていますが、賃金や労働条件に関する事項まで確認することは考えていません。

続きまして、2番目の「下水道の普及について」の1点目「この間の接続状況はどうなっていますか。接続可能世帯数と接続済み世帯数を示されたい」の質問についてお答えをいたします。

議員のご質問ですが、下水道課といたしましては、世帯数ではなく戸数という形で管理いたしておりますことから、接続可能戸数、接続済み戸数で過去3年間の年度末実績を示させていただきますことを、あらかじめお断り申します。

まず、接続可能戸数でございますが、平成18年度末で8,391戸、平成19年度末で8,898戸、平成20年度末で9,218戸でございます。

次に、接続済み戸数でございますが、平成18年度末で7,756戸、平成19年度末で8,131戸、平成20年度末で8,541戸でございます。

続きまして、2点目「接続に消極的な理由は何ですか。水洗化を進めるためにどのような取り組みをされていますか。今後どのような努力をされますか」のご質問ですが、まず未接続の理由につきましては、幾分古いデータにはなりますが、平成17年に実施いたしましたアンケート調査によりますと、回答をお寄せいただいた多くの方が「現状に不便を感じない」と回答され、これ以外に「家屋の配置により施工が困難」「経済的理由」などを挙げておられます。担当部署といたしましては、接続に消極的な理由として、浄化槽を設置しておられる方など、先に申しました理由が主であると認識いたしております。

次に、水洗化を進めるための取り組みですが、毎年度、工事を施工するに当たり公共汚水マス、各家庭に1つずつ設置するマスのことですが、そのマスを設置する場所を決定していただくために、職員が個々のご家庭を訪問いたします。その際にパンフレットをお渡しして、指定工事店制度・改造資金貸付制度等も含めて説明させていただきます。

次に、工事が完成し県との協議を経て供用開始を公示いたしますと、担当職員が当該地区の家庭一軒一軒に「公共下水道への切り替えのご案内」という文書を配布いたしております。同時に指定工事店全店に供用開始地区を通知し、接続に向けてのご協力をいただいております。加えまして、常時、町ホームページ上に「下水道の概要」及び「下水道に関するパンフレットー水洗化のすすめ」について発信し、普及促進を図っております。また不定期ではございますが、町の広報により、水洗化についてお願いをしているところでございます。

次に、水洗化に向けての今後の取り組みですが、各ご家庭を訪問するなど、できる限りの機会を活用いたしまして、特に、現状に不便を感じないとおっしゃるご家庭に対しては、し尿以外の雑排水、風呂や台所・洗面所の汚水の流入が、川や池の公共用水域を汚染していること、下水道に接続することにより、各ご家庭の衛生面・環境面が改善されることなどにご理解をいただくとともに、その他の個々の事情にもご相談に応じながら水洗化を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

（生活環境部長 小西敏夫君 登壇）

○生活環境部長（小西敏夫君） 第3点目「浄化槽からの放流水の水質について、本町での定期検査の実施状況はどうなっているのでしょうか」とのお尋ねであります。浄化槽の維持管理としては、浄化槽の点検、調整、またはこれらに伴う修理をする「保守点検」、浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びに各装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う「清掃」があり、これら浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するための「定期検査」があります。

この定期検査は、浄化槽設置者が厚生労働省で定めるところにより、「毎年1回

県指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない」となっていますが、本町での定期検査の状況につきましては、検査機関等の届出が県になっていることから、町といたしまして状況把握はしておりませんが、先ごろ県に問い合わせ確認したところ、特に定期検査については、保守点検や清掃を行えば十分と考えている浄化槽設置者が多く、これが定期検査の受検拒否や低い受検率の原因となっており、県としては、設置者に対して検査の必要性を十分理解していただくようパンフレット等を作成しPR活動されているとのことでもあります。また、清掃につきましては、議員お述べのように町広報で隔月に掲載し、内容は「浄化槽の清掃を行いましょう」、浄化槽が正常な働きを保つためには、清掃（汚泥引き抜き）が必要であり、清掃作業は法律で年1回以上行うことが義務づけられています。その際、必ず本町の許可を受けた業者で行ってくださるとの内容で掲載し周知していますが、中には何年もの間、清掃をせずに法律違反をしている設置者がおられるのが現状でございます。

次に、第4点目「浄化槽の汲み取り料金はなぜ公表されていないのでしょうか」とのお尋ねですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について、昭和47年3月23日付け、千葉県より廃棄物の処理手数料条例の是非について照会があり、当時厚生省環境衛生局が回答された説明文は、「市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を条例で定めることができない。尚、市町村における許可業者が一家族であろうと数社であろうと同様である。」との回答がされていることから、一般家庭への収集運搬手数料は過去から公表いたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ご答弁ありがとうございます。答弁を踏まえて幾つか質問させていただきますので、再度ご答弁よろしく願いいたします。

答弁の中で、臨時・非常勤の職は、臨時的・補助的な業務ということで採用しているんだということが述べられていました。この点につきまして、週40時間以上のフルタイムで働いている非正規の方が40人おられるという答弁をいただきました。その40人の方が、臨時というのは大体6カ月で最長1年と決まっていますが、1年以上働いている方はどのくらいおられるのか。最長何年くらい働いておられる

のかという数字がありましたら示してください。

それともう1つ、この4月1日に281人という、そういう目標を達成するという答弁でしたけども、非常にこんなことを聞いては失礼なことだと思いますけども、聞かせてもらいますけども。例えば4月1日に、本来は正規職員を雇う、臨時職員を雇うということでしたけども、今年だけ4月2日にしようかというような姑息な手段は講じておられないかという、これは全く失礼なことを言っているというのはわかっておりますが、答弁をお願いしたいなと思っております。

それから公共工事に関して、下請け等の賃金や労働条件に関する事項まで確認することは考えていませんという答弁をいただきました。こういう法律があるんですね、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」というのがありまして、この法律が決まったときに附帯決議というのが上がっているんですよ。そこにはどう書いてあるかと言いますと、「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」と。公共工事をするにあたっては、その中で働く建設労働者の賃金や労働条件の確保がちゃんとできてあるかというのを確認しましょうということがですね、法律ができたときに決まっているんです。その点では、今の答弁では全くするつもりはありませんということですので、やっぱり下請振興法とも兼ね合わせて、私はするべきじゃないかと思うんですけども。それについては、再度このことを踏まえて答弁していただきたいなと思います。

次に、下水道の普及ですけども、下水道の普及というのは法律で決まっている部分がありますよね。法律ではどういうふうになっているのかということをお少し説明願いたい。

それで平成12年以降だと思うんですけども、合併処理浄化槽しかだめですよということになりまして、それまでの簡易浄化槽は使えなくなったと思います。ただ、合併処理浄化槽というのは非常に性能が高いという評価もされています。ただ、それを保証するためには年1回の清掃が要ということだと思うんです。その点ではちゃんと年1回の清掃をされているのかどうかというところがどこまで把握されているのか、わかる範囲で教えてください。

それと私の質問のほうで、大体、それは川の水はきれいにしましょうとか、住環境をきれいにしましょうと、こういうことは、まあそれはそうですけども、お金が

ないんだということでは、やはり下水道の使用料と汲み取り料というのを比べると、やっぱり庶民としては普通のことだと思うんですね。その点では老老世帯、若い人がいない世帯で水道の使用料が大体月どのぐらいなのかというのがわかるようでしたら示していただけたらなと思います。

それと最後ですが、汲み取りの料金表が公表されていないということについてですね、答弁のほうでは条例で定めることかできないということが国から指導されているということだと思います。

私はね、このとらえ方が町と私と違うんだと思うんですね。条例で定めるということは条例を通さないと変更できないと。ですから議会が承認しない限り業者と町では変更ができませんよということが「条例で定めることができない」という意味だと思っただけです。ただ、許可を与えるにあたっては、町はどういう料金体系でやるんだということは、ちゃんと業者と打ち合わせしてますよね。ですから汲み取りをするというのは公定価格なんですよ。私の家はこれだけ、隣の家ではこれだけ、何で違うのというのだったらいけないわけですので、やはり田原本町独自の汲み取りをする場合は、どうあっても条例で制定しますよね。ただ、業者に許可を与えて業者に汲み取らせているという状態だから条例では定められない。しかし、各家ごとに差が出れば、これはおかしい話ですので、この料金については、やはり一般的に住民の皆さんが基準はご存じだということがあって、初めてちゃんとしたサービスを受けられるのかなという思いもあるんです。その点では、町が業者とすり合わせた料金表をですね、まあ基準料金表か参考料金表かという形で公示できることは、広報等に載せることは可能だと思うんですよ。それが条例によって定めることができないというのが議会によって議決云々ということがあるから、業者との関係でまずいということで、こうなっていると思うんですね。ですから業者と町が許可を与えるにあたっては基準料金表というのを交わしていると思いますから、それを公表することには何ら問題ないと思うんです。そのことについて答弁願います。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 4月1日の話で、281人のお話であります。281人の正規職員でございまして、昨年の夏に採用試験を行いまして通知を出しておるところで、4月1日の採用ということになっております。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） まず下水道への接続についての法律でございますけれども、汲み取り便所につきましては3年以内に改造しなければならないとなっております。

それから建設業に関わる問題でございますけれども、今議員がお述べの下請中小企業振興法でございますけれども、親事業者と下請事業者の望ましい関係、その辺のことに重点を置かれているような法律でございます。ですので先ほど答弁させていただきましたように、下請事業者の賃金あるいは労働条件に関する事項まで確認することは今は考えていないと。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 週40時間以上のフルタイムの勤務の職員数が40人でございます。年数は1年を超えております。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） 再度の質問でたくさんございますので、順序を追ってお話ししたいと思います。

年1回の清掃をされているのか、現状はどうかと。先ほど、答弁書で言いましたように、やはり下水道接続にあたって今まで何年も浄化槽、便槽を汲み取っておられないという家が年に何軒かは出てきております。これは現実の話でございます。

ただ、下水道が整備されて残り少ない状況になっておりますので、あと何軒あるんだというふうについては、うちのほうで把握はしてないという現状でございますので、今後あとどれぐらいの浄化槽の掃除されてない、どれだけが未供用であるか、下水道課とも協議しながらつかんでいきたいなというふうに考えております。それが1点。

それから汲み取り料金を条例で定めることについてという話でございますけれども、議員お述べの解釈と私は違いまして、あくまでも許可という条件の中において、許可を与えている業者に対して料金を設定するということは、いかがなものかというのが法の解釈だと考えております。町が直接収集運搬し、直接処理する分については町民の方に料金をいただくという関係で料金規定を条例で定めなければなら

い。ただ、許可業者については、当然許可業者の思惑というのがございますので、その料金でいくと。ただ、町といたしまして、やはり許可を出す条件の中において、許可条件にはないですけれども、話し合いの中において、やはりほかの市町村よりも高くない状態でやはり町民の方の便所について汲み取りの収集運搬をやっていたきたいということから、ある程度の料金設定は業者と話し合いいたします。そうということでございますので、条例に載せてどうこうという話ではないということ。

それからもう1つ、その中で公表できないのかどうかという部分でございます。

法的には、やはり条例で出ていない分については公表してはいけないというふうな話でしょうけれども、実際にこれぐらいのお金は要りますよという部分に相当というような話の中で、公表できるかどうかという検討も将来は考えていきたいというふうに考えております。

ただ、ほかの市町村においては調べてみますけれども、たぶん浄化槽清掃費については広報等で流されているのかどうかというところも研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 水道の使用量について何か言ってなかったですか。（「言っていましたね、お年寄りの世帯でどれぐらいあるかということを知りましたが、わかる範囲で」と吉田議員呼ぶ）

水道の使用量。（「使用量はどれぐらいですか」と吉田議員呼ぶ）

産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） ちょっと今わかりません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私、質問した中で答えてられてないのが幾つかあったんですよ。例えば、臨時職や、その非正規職や日々雇用職員が、形は1年なんですね。でも2年、3年と雇っている人はいますよね。私も職員の一覧表をもらってますから、「ああ、この人もここに載ってる」と。臨時職も載ってますので、わかるわけです。ですから答弁は「1年です」とおっしゃいました。形は1年です。1年で更新しているということを、どのぐらい更新しているのかというのを答えてほしかったわけですね。

実際には、職員の一覧表を見ると毎年載っておられますので、それは理解しているんです。ですからおられることは確かなんですね。その点では、実際に非正規というか、臨時職やその日々雇用職員等が恒常的な業務に補助的な形で入っているんじゃないくて、職員の1人として組み込まれているというのが、全部だとは言いませんけどもね、実態だと思うんです。今まではね、ある程度おられた人を削ると、団塊で最終1人になったとか、2人になったとかということで、足りない分を元勤めていた人を雇うということでフォローできたわけです。それがこれからはね、今1人しかおられない。あとは日々雇用とか臨時職が入っておられると。この方が抜けたら、次に継続できないんですよ。ですから今の状態としては、まあ過去の積み上げたものを利用して何とか非正規の職員を入れて業務をやっておられると、私はそう見ているんですね。その点では、今日の一般質問で、先の議員の質問に町長はこう答えられました。「行政とは何が一番大切か、継続であります」ということを答えられましたよね。継続をするためには、やはり必要なサービスをするために、どれだけの正規職員が必要かということは、やはりこれは考えてもらわないといけないし、今回の私の質問に対する答弁で一番気になったのは、行政改革大綱で何のためにやっているのかと、職員を削ることも入れてですよ、必要な財源を生み出すためにやっているんだという話ですよ。つまり職員を財源、経費として見るだけ、まあそういう面を強調されているんだと思いますけども、そうじゃないと思いますよ。でも、やはり人を人件費として見る、そういう見方だけではなくて、やはりこれから田原本町を支えていってもらう職員の皆さんを見るし、今やってる業務をこれからずっと続けようと思ったら、これだけの正規職員が要るんじゃないかという見方も要るんじゃないかというのが、今日の私の一般質問の一番の眼目なんですね。その点では、今までの8人の方の一般質問の中で、指定管理者にしたり、正規から非正規へというのもありました。本当にそれでいいのかなと。集中改革プランなり、それと行政改革大綱は、これは手段なんですよ。目的は何かと言ったら、田原本町に住んでいる人に、やはり田原本町に住んでてよかった、いい町だと言ってもらえるようなサービスができるかどうかということだと思うんです。その点では、私は今のように正規職員から非正規職員に切り替えていく、これだけで本当にいいんだろうかという思いがあります。その点では、「これから10年、20年先の田

原本町を目指して、この12月まで頑張ります」という町長の答弁でした。その頑張る中でね、やっぱり本当に10年、20年先を見るためには、これからの田原本町を支えていく職員をどう育てていくかという視点も、やはり入れる必要があろうし、そしてそのためには正規で補充していくと。そして今臨時の人も優秀な人は確保すると。

この間、民主党政権になって、保育所とかという関係では、保育士が足りないとかという話も出てますし、優秀な人を確保するという点ではね、私は集中改革プランは1つの手法だと思います。これを金科玉条のように唱えるんじゃないで、それは1つの手段であって、目的をちゃんと見据えてやってほしいなと思います。その点では、これからの臨時職員等の非正規のあり方と、正規職員のあり方について町長の答弁を求めたいと思います。

それと森島部長、私が質問したのは下請振興法というのと違うんですよ。よう聞いてくださいよ。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」というのがあるんですよ。公共工事ですよ。だから役場が契約するときに関する法律です。この法律をつくったときに附帯決議というのがあって、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われることに努めることと。賃金や労働条件は見なさいよと、あるんですよ。これを正面から受けてほしいということで質問させてもらったから、その下請振興法は言ってないですよ、それと兼ね合わせてどうかということで質問したから、ちょっと混同されたかわかりませんが。やはりそれは町はちゃんと確認しないとイケないとだめだとなっているんだからね、田原本町も確認してください。それについては答弁できるんだったら、していただいたらよろしいですし、できなかったらもう結構ですけども、お任せしますね。

それと最後に汲み取りの料金の問題だけちょっと最後に言わせてもらいたいと思います。

田原本町自体が、独自在汲み取りしていたら、皆住民の皆さんにお知らせするというのが当たり前の話ですよ。それが許可になったから教えないというのが、これはなぜだろうとなるわけです。ほかの業者は汲み取るわけにはいきませんからね。だからもう、もともと田原本町は許可を与えているから間違いはないだろうと安心し

て汲み取りしてもらっているわけですよ。その裏付けがやっぱり料金表だと思うんですよ。ですから先ほど部長のね、最後ちょっと言いにくそうに答えられた、実際このぐらいの金額がかかるかなというような部分でも公表しようかなという、そういうやっぱりそこが住民の皆さんに、こういう基準でしてますよということは、やっぱりこれが開かれたと言いますか、情報公開の町という1つだと思うんですよ。ですからそれが部長の段階でそれが言えるかどうかわかりませんが、ぜひそういう方向で検討していただきたい。もう部長はこの3月で退職されますけども、次の方にはぜひ引き継いでいただけるように申し送りをよろしくお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。議員お述べのことは十分に理解しているところでございます。町民の皆様に安全安心で、そして住んでよかったと思える町に向けて、まちづくりをしていかなければならないことは当然でもあります。

いつかの議会、また委員会等で私も述べさせていただいておりますが、昨年から平成27年までに大体3分の1が退職をされるということもありますので、順次採用計画を立てまして、優秀な職員、新しい職員を採用しジョブトレーニングをしていかなければならないというふうに考えております。また、臨時職員から正規職員の採用換えにつきましては、ご承知のように、公務員である以上、公正また公平、そして透明な採用が必要でありますので、なかなか彼が有能であるからという理由だけで上げるというのは難しいところもあろうかというふうに思います。

ただ1点、ご承知のように、今日の朝から皆様方にご質問いただいておりますように、現状のシステムでいくのかどうなのか。それとも新しいシステムに変えてやっていくのかどうかというのが今問題になっているところでございます。

例えば、具体的な1点を取り上げまして、今日、西川議員、松本美也子議員がご質問されました給食の問題についてもそうでございます。

議員ご承知のように、今調理職員のニーズが少なくなってきた、日々雇用職員で対応しておるところでございますが、今後この状況を自校方式で続けるとするならば改善を、議員お述べのようにしていかなければならないし、またシステムを変えて集中センター方式でやっていくという方法もございます。じゃあそれをどのようにしていくのが一番いいのか。今ちょうどそれ以外に清掃工場についてもそうござ

ございますが、過渡期にきているところでございます。議員お述べのように正職員を雇用していくのか、またシステムそのものを変えて職員数を減らしながらでもやっていくほうがいいのか。今これから議論されていかねばならないところであろうと思います。議員お述べになっていただいている趣旨につきましては、十二分に理解をしておるところでございます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後3時16分 散会